

平成30年3月
勝浦市議会定例会会議録（第4号）

平成30年3月2日

○出席議員 13人

1番 藤本 治君	3番 久我 恵子君	4番 照川 由美子君
5番 磯野 典正君	6番 鈴木 克己君	7番 戸坂 健一君
8番 佐藤 啓史君	9番 黒川 民雄君	11番 松崎 栄二君
12番 丸 昭君	14番 土屋 元君	15番 岩瀬 義信君
16番 寺尾 重雄君		

○欠席議員 2人

10番 末吉 定夫君	13番 岩瀬 洋男君
------------	------------

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長 猿田 寿男君	副市長 関 重夫君
教育長 藤平 益貴君	総務課長 酒井 清彦君
企画課長 軽込 一浩君	財政課長 斎藤 恒夫君
税務課長 土屋 英二君	市民課長 植村 仁君
介護健康課長 大森 基彦君	福祉課長 関富夫君
生活環境課長兼長 田 悟君	都市建設課長 鈴木 克己君
清掃センター所長	
農林水産課長 平松 等君	観光商工課長 高橋 吉造君
会計課長 荏田 智君	教育課長 岡安 和彦君
社会教育課長 吉清 佳明君	水道課長 大野 弥君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 渡辺 茂雄君	議事係長 原 隆宏君
-------------	------------

議事日程

議事日程第4号
第1 一般質問
第2 休会の件

開 議

平成30年3月2日（金） 午前10時開議

○副議長（土屋 元君） だいま出席議員は13人で、定足数に達しておりますので、議会はここに成り立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配付したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

一 般 質 問

○副議長（土屋 元君） 日程第1、一般質問を行います。

質問順序表の順序により順次質問を許します。最初に、鈴木克己議員の登壇を許します。鈴木克己議員。

〔6番 鈴木克己君登壇〕

○6番（鈴木克己君） 皆さん、おはようございます。昨日と違って、傍聴席はお二人。ありがとうございます。それでは、指名を受けましたので、これから一般質問を始めさせていただきます。会派、新創かつうらの鈴木でございます。通告時間は約90分。よろしくお願ひいたします。

今回の質問は、大きくは3点です。その第1点目として、平成30年度の予算編成における重点施策について、2点目は、農林水産業振興と農地の流動化対策等規制緩和について、3点目として、介護、福祉対策についてであります。2点目と3点目については、これまでの一般質問等で検討課題となっていることの確認を含めた事項であります。

それでは、第1点目、平成30年度の予算編成における重点施策についてお伺いします。

今回提案されました平成30年度の一般会計当初予算の規模は92億2,000万円で、前年度と比較して2億4,400万円の増額、率では2.7%の増となっております。

本年度の予算は、総合計画後期基本計画6年間の2年目となり、昨年度から始まった第3次実施計画を着実に実行することに重点が置かれているものと思いますが、予算編成に対する基本は、地域活性に向け策定した、勝浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略により人口減少への対応等に重点的に取り組む必要があるとともに、指定を受けている過疎地域からの自立に対する対応も重要となります。

猿田市長においては、勝浦市の市政のかじ取りとしての2期目が、今年7月で3年が経過することになり、市長としての公約を完結させる重要な年でもあると思います。これまでも、市長の政治信条であるスピード感をもって市民ニーズを的確に捉え、市民の負託に応えるための行政運営をされているものと思いますが、これらを踏まえ、以下の点についてお聞きします。

その第1点目として、市長2期目の終盤における予算編成において、市長として重点的な施策と対応する予算づけはどのような視点で行ったか、お伺いします。

次に、2点目として、総体的な人口減少の中で、特に生産年齢人口の減少による市政への影響をどのように分析しているか、また、市財政の根幹である市税、特に市民税は、生産年齢人口の

増加とともに所得の増加に対する政策が基本であると思いますが、市税の增收に対する考え方をお伺いします。

3点目として、持続可能な財政運営のためには、歳入の規模に見合った歳出の適正化を推進することが基本であると思いますが、国及び県等による特定財源の積極的な活用と獲得も必要になります。勝浦市の財政規模に対する市長としての考え方を示されたい。

次に、大きな2点目として、農林水産業振興と農地の流動化対策等に係る規制緩和についてお伺いします。

勝浦市の基幹産業と位置づける第一次産業の進展なくして勝浦市の創生はできないものと考えています。これまでも、特に農林水産業に対し重点的に諸施策を行ってきてていると思いますが、地方創生の流れの中でさらなる振興対策が求められています。勝浦市の農業問題を考えるとき、第一には、農地基盤整備がいまだおくれていることと言えます。計画がされていながら、平成16年度に終了した松野地先の農村振興総合整備事業による農地基盤整備事業以来実施されていなかった上野地区及び大楠での農地基盤整備事業については、平成24年3月の私の一般質問で、今後の農業を推進する上において基盤整備は必要不可欠、農地所有者的一部負担もありますが、これを推進するとのこととし、計画を推進した市長の判断と運営について、評価できるものと思います。

今の農業問題を考えたとき、相当以前から後継者不足、従事者の高齢化、耕作放棄による農地の荒廃、有害鳥獣被害問題等が常に議論されておりますが、将来に向けてのその対策はなかなかできていないのが現状であると思います。勝浦市だけの問題ではありませんが、非常に厳しい状況を直視し、市農政として対応をしていく必要があります。

また、現在、増加の一途にある住宅の空き家問題について、農業地域である上野・総野両地区でも深刻化しており、その陰には、農地の取得に係る規制もあるものと思います。

さらに、地域創生計画における小さな拠点づくりとしての取り組みの中で、道の駅を設置する方針決定がなされ、平成29年度の委託事業で実施した道の駅整備基本計画・事業手法検討調査業務委託事業により、道の駅の運営手法等の検討もされ、設置に向けて具体化していく中で、道の駅に供給する農水産物等、今後の農業、水産振興対策も積極的に行っていく必要があることから、現状の問題を踏まえ、以下のことについてお伺いします。

まず1点目は、5年前の平成24年3月議会で質問し、市長答弁で研究を重ねるとのことでしたが、そのことは農地法3条2項第5号に基づく別段の面積の設定について、その決定主体は農業委員会となりますが、近隣市町との整合性とともに、勝浦市として緩和対応を行う必要があることから、改めて質問し、見解を伺います。

次に、道の駅の設置についても具体的な検討に入っていますが、道の駅における農林水産物の販売促進とともに、事業者及び就業者の所得向上に向けての新たな対策を行うことが必要であるとのことから、以前の議会でも質問していますが、勝浦産品のブランド化、第6次産業化を含めた新たな商品開発等に対する事業支援、販売促進策について、具体的にどのような対応と推進を行ってきたかについてお伺いします。

次に、大きな3点目として、介護、福祉対策についてお伺いします。

これまで何度も何度か質問している現行の障害者福祉タクシー事業は、障害者手帳の保有者のみの対応として事業を実施しておりますが、近隣市町を初めとした県内の多くの自治体で行っている

高齢者や要介護認定者等も対象とした福祉タクシー事業の制度に拡充し創設することの要望に対し、以前の議会答弁では、勝浦市の財政状況では困難であるとのことであり、昨年9月議会では、平成30年度からの新たな高齢者福祉計画の中で判断し検討することになりました。新計画策定の中において、どのような検討がされ、事業化に向けて計画されているか、お伺いします。

以上で、登壇による質問を終わります。

○副議長（土屋 元君） 市長から答弁を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいまの鈴木議員の一般質問に対しお答え申し上げます。

初めに、平成30年度予算編成における重点施策について申し上げます。

1点目の予算編成において、重点的な施策と対応する予算づけについてありますが、平成30年度におきましても、総合計画の後期基本計画及び第3次実施計画に位置づけられました事業を着実に実施していくとともに、急速に進む少子高齢化や人口減少等に対応するため、平成27年度から進めております勝浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げました、産業振興・企業誘致、観光による交流人口の拡大、移住・定住の促進、子育て支援・教育環境の向上などを重点目標とし、予算編成を行いました。

この中でも、平成30年度におきましては、勝浦中学校プール整備事業や、2ヵ年継続事業で実施する認定こども園整備事業に加え、小中学校のトイレの洋式化及び無線LANの整備等を実施するとともに、産前産後サポート事業等の実施による母子保健事業の充実を図るなど、子育て支援・教育環境の向上に目を向けた予算づけを行いました。

2点目の生産年齢人口の減少による市政への影響についてありますが、個人市民税は、市の主要な収入源の一つでありまして、景気の動向による所得や人口の変動に影響を受けやすいところであります。平成22年度に個人住民税は7億4,100万円でしたが、平成32年度には6億1,700万円と、1億円以上の減収となる推計もなされています。その後も、人口、とりわけ生産年齢人口の減少に比例し、個人住民税の収入減少が見込まれるところであります。

本市は、県内有数の観光地でもありますので、宿泊業・飲食サービス業に牽引される、土産品店や酒類を含む食料品店を始め、さまざまな分野での経済波及効果が高く、雇用に結びついていると見受けられます。そのような中、先般、観光協会が組織強化されるなど新たな動きも出てきており、今後といたしましては、この本市の特徴、強みを生かすべく、さらなる交流人口の拡大に向け、宿泊業を中心に雇用の維持・拡大、そして、関連事業といった既存産業振興策の一層の推進とともに、女性ワーカーの増加策も踏まえた、起業・創業や新産業の創出支援、これらに粘り強く取り組んでいく必要があると考えております。

3点目の本市の財政規模に対する考え方についてありますが、ご承知のとおり、一般会計と国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、水道事業の各特別会計を含んだ、当初予算規模につきましては、平成28年度で156億9,550万9,000円、平成29年度で159億490万1,000円、平成30年度で152億8,270万7,000円であり、このうち一般会計は、平成28年度で88億8,300万円、平成29年度で89億7,600万円、平成30年度で92億2,000万円となっております。

一般会計につきましては、平成25年度、平成26年度で実施をいたしました芸術文化交流センターや給食センターの建設及び小中学校体育館の耐震化等の実施により、平成26年度では100億円を超える予算規模となったところであります。

また、近年では、ふるさと応援寄附金等の計上により、平成28年度、平成29年度では90億円近い予算規模となり、平成30年度におきましても、認定こども園整備事業費等の計上により、90億円を超える規模となっているところであります。このような大型事業費等の計上がなかった平成27年度においては77億円程度でありますことから、大型プロジェクトなどがない標準的な一般会計の予算規模は、80億円程度ではないかと考えております。このうち歳入では、自主財源である市税等の割合は、平成30年度当初予算で45%となっており、残りの55%は、地方交付税及び国、県支出金等の依存財源であります。

このような中、今後におきましても、限られた財源の中で、さらなる自主財源確保策を調査研究するとともに、国、県の補助金や有利な起債等を活用しながら、実施計画等に位置づけられました各種事務事業を着実に遂行してまいりたいと思っております。

次に、農林水産業振興と農地の流動化対策等規制緩和について申し上げます。

1点目の農地取得の下限面積の緩和についてであります。この下限面積は、勝浦・興津地区で20アール、上野・総野地区で50アールと定めています。農業委員会では、農地法改正以後、下限面積について、平成22年度から27年度までの間、毎年審議をし、変更しない旨、決議されております。この理由は、新たに農業を行うための農地が必要な場合、農業経営基盤強化促進法に基づけば、面積にかかわらず、農地の借り受け、所有ではなくて借り受けが可能のこと、また、園芸作物の場合では50アール未満の農地でも取得は可能のこと、以上が変更を要しないとする主な理由であります。

こうした中、他団体の事例を調査いたしましたところ、1筆単位で区域設定している事例が見受けられました。これは、勝浦・興津地区といった一定の地域を大きくして一律の要件を定める本市の基準とは大きく異なるものであります。市内で農地付空き家を取得するには、下限面積以上の土地を取得する必要がありますが、1筆単位の区域設定を導入した場合、実質的に面積にかかわらず、取得する農地が区域に適しているか、個別の決議を経て、農地法第3条の許可を得た後、取得可能となります。個別の決議に当たりましては、農地の集積、基盤整備、施設管理など、集落ごとに異なる状況を踏まえた影響の有無を初め、取得する農地が年齢や農機具の導入予定など、諸条件に見合う適正規模か審議する必要がありますが、個々に審議することで、虫食い取得防止を初め、地域農業に与える影響を回避するとともに、適正な営農計画の策定といった効果が期待できます。

農業委員会におきましては、一旦取得したものの、耕作を断念し、放置された場合の地域への影響を最も懸念しております。このため、他団体では、不動産登記を目的とする取得の防止を含め、一定期間の耕作の意思を示すよう誓約書を徴する例もあります。

このように、1筆単位の区域設定は、地域農業への影響を避けながら、空き家や耕作放棄地の解消といった課題解決の成果が見込まれる一方で、耕作の持続性については、特に留意する必要があると考えております。

以上を踏まえ、近隣の市町の状況と他団体の事例を農業委員会に示しながら、下限面積変更の必要性について、協議したいと考えております。

2点目の道の駅設置を踏まえた農林水産物の販売促進策等の取り組みについてであります。設置を計画している直売所は、産業振興、雇用の創出、都市交流の促進等、地域活性化の効果が期待される施設であります。このため、鮮度に優れた地元産品を供給するよう、生産基盤の強化が

不可欠であると考えます。

現在、ほ場整備事業を推進している名木・木戸、大森、大楠の3地区では、野菜を初め、花卉などを作付する計画を地域単位で策定しております。具体的には、畑作物を積極的に導入し、1地区当たり、年間おおむね1億円の生産高を計画しております。3地区を合わせました生産高は、近隣直売所の売上高と比較しても、運営に支障のない額と見込まれます。また、転作におきましては、3地区で同一品目を作付ける戦略的な取り組みにより、産地化を目指す考えであります。

道の駅直売所は、これら作物の販売はもとより、産地の認知度を高める役割を担うなど、ブランド化に資する重要拠点として位置づけられるため、ほ場整備事業の着実な推進を図ってまいりたいと考えております。

また、特産物の加工品を取りそろえることも重要と考えております。生産から加工、販売に至る、いわゆる6次産業化促進を目的に、農業生産者を対象とした研修会の開催等、県の農業事務所による支援事業が実施されております。

一方、市では、水産物加工に係る6次産業組織に対し、支援の取り組みを実施いたしました。具体的には、新勝浦市漁協川津支所女性部が生産するところてんを、カツオまつりの際、ステージアトラクションとして早食い競争で活用し、PRを図りました。さらに、購買層の拡大を図る目的にパッケージの刷新を女性部に提案し、イメージ図案を県内学生から募るよう、関係機関との協議を進めております。また、商品開発ですが、市内で生産される農産物加工品は、みそ、梅干し、ジャム、漬物が主となっております。

こうした中、市では、勝浦プラットフォーム整備事業の一環で、ひじきソースを開発いたしました。豊富な品ぞろえで集客を図るには、特産品を掘り起し、商品化することも必要と考えますので、引き続き商品化等の事業を推進してまいりたいと考えています。

次に、介護、福祉対策について申し上げます。

福祉タクシーを高齢者や要介護認定者等も対象にするということですが、高齢者の移動手段の確保の検討は考えているところであります。今回の第8期高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画に関する調査の中で、最も内容が近い質問項目として、日常の買い物についての質問では、54%が「不便を感じていない」という回答でしたが、このうち、64.9%の人の移動手段が「自動車・バイクを運転」ということでした。このため、将来的には、これらの方が免許返納ということになると、不便を感じる人の割合が増加すると考えられます。これを受け、計画中の安心して暮らせる生活環境の整備の中に、移動・交通手段の確保という項目を設け、記載しております。この中には福祉タクシーの拡充ということは明示しておりませんが、この中の検討課題の一つとして考えておりますので、記載方法につきましては、パブリックコメントなどの意見をもとに考えてまいりたいと思います。

以上で、鈴木議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○副議長（土屋 元君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） それでは、今回は大きく3点、その内容については冒頭に申しましたとおり、これまで何度かこの場所で質問をさせていただいて、そのときの検討結果がなかなか出てこないということにおきまして、改めて再質問という形で行わせていただいておりますので、ご了承をいただきたいと思います。

質問順序を、登壇の順序の全く逆から、3項目めから2回目の質問をさせていただきます。

まず、福祉タクシーの質問について、市長答弁の中で、パブリックコメントの意見によって、検討しているということも今お聞きしました。今年の2月6日から23日までの期間で、第8期高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画に対するパブリックコメントが実施されておりました。もう期間過ぎましたので、これについては、インターネット上で、各地区の掲示板で周知したという話をお聞きしましたが、このパブリックコメントは、今までやっても、コメントしてくる市民の方は非常に少ないんじゃないかと思っています。県がやっても、なかなか100件なんてことはならない。勝浦市の場合は、今まででも多くてせいぜい五、六件。今回何件あったのか承知しておりませんが、今、パブリックコメントという市長の話が出ましたので、まあ来ているんだろうということから、介護健康課長のほうで、どういう事業、何件来て、公表できるものだけで結構ですので、その内容を教えてください。

○副議長（土屋 元君） 答弁を求めます。大森介護健康課長。

○介護健康課長（大森基彦君） お答え申し上げます。パブリックコメントにつきましては、意見のほうが、お2人の方からちょうどいしてございます。その内容につきましては、まず、お1人目の方ですけれども、多くの自治体で対応しています高齢者や要介護認定者への福祉対応といたしまして、福祉タクシーの創設が求められている。その対応をどのように取り扱うかを計画に反映させることが必要ではないか。今回の計画の中では記述が見当たらないので検討してもらいたいというのがお1人でございました。

また、もう一方は、9点ほどございます。まず、認知症サポーターと家族介護教室につきましては、市の体系的な取り組みを期待している。

また、地域ケア会議につきましては、地域の福祉課題への取り組みだけではなく、新しい地域資源の開発にもつながるようなネットワークづくりを期待しているということでございます。

地域福祉団体の活動支援につきましては、社会福祉法人への活動支援を含め、ぜひ活動の継続、発展を望むというものでございました。

また、介護人材の確保、介護福祉人材の育成、この2点は同じでございますが、さまざまな制度、施策があるので、積極的なPR、各介護事業所への声かけをすることを期待するということでございます。

もう2点ございます。福祉教育につきましては、幼少期から福祉についての考え方、地域との交流をすることはとても有意義だ。事例を挙げていただきまして、参考になるのではないかというご意見がございました。

最後ですが、これも先ほどの方と同じです。買い物支援、移動また交通手段につきましては、高齢化がさらに進み、認知症の方も増加していくことを考えると、交通事故防止の観点からも、ますます必要になってくる施策だと思う。積極的な取り組みを期待するというご意見でございます。

こういうことから、非常に建設的なご意見をちょうどいしたと思っておりますので、これにつきましては検討していきたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○副議長（土屋 元君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） ありがとうございます。今の内容、随分詳しく教えていただきました。今回のパブリックコメントというか、計画案の中に、今、課長も言われています、市長答弁でもあり

ました、文言としては入っていないけど、前向きに検討していくんだということで私は捉えていますが、これについては、以前から私のほうでは、いわゆる障害者福祉タクシー、これは障害者手帳を持っている方については勝浦市もやっていますが、障害者だけではなくて、これから、高齢世帯、高齢といつても、それぞれいろいろあります。どうしても車に乗らなければ買い物ができないというところにお住まいの方もいますし、あとは、今、総野・上野地区では、デマンドタクシーが、かなり希望者も多くなってきてているように伺っていますし、今年になってから本格導入されて、今やっています。前回のこの議会の中でも、その地域の拡大ということも質問が出ておりましたが、それらを含めて、買い物弱者に対して、あと、病院に通う方等に対して、確かにデマンドタクシーで400円払えばいいんでしょうけれども、それ以上に、福祉の充実ということで、隣町では実際にやっている、いすみ市でもかなり以前からやっている福祉タクシー事業、前回質問したときに例示しましたけど、県内でも、かなり多くのところで、福祉タクシーということで、高齢者、要介護認定者も含めて実施していますので、これに対して市長は、私が最初この話を出したときには、それは裕福な自治体がやっているもので、勝浦市の財政規模では到底できないということでありましたが、それが今回このように検討していくという方向になってきたのは、やはりそれだけパブリックコメントもあるように、切実な思いをしている住民の方、高齢者の方がいるという現状の中で判断をしていっていただきたいということですので、もう一度伺いますが、今提案されている計画については、もう既に十分な内容を検討した上で計画されていると思いますが、今の答弁によって、また市民からのパブリックコメントでの意見によって、検討していくよということはお聞きしましたけど、それを担保するものとして、この計画の中に具体的にその文言が入るかどうか、それについてお伺いします。

○副議長（土屋 元君） 答弁を求めます。大森介護健康課長。

○介護健康課長（大森基彦君） お答え申し上げます。これについて、具体的に入るかというところでございますが、それにつきましては検討させていただきたいということでお答えさせていただければと思います。

福祉タクシーにつきまして、私も若干調べましたところ、確かに拡充ということでやっているところもあれば、また、別枠として、高齢者移動支援サービスというような感じでやっているところ、これも、私が調べた中では、1市1町ほどございましたので、記述につきましては、今後検討させていただければと考えております。以上でございます。

○副議長（土屋 元君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） それでは、よろしくお願ひいたします。このことについては終わりにします。次に、2番目の、最初に話しました、農地の流動化に関連した、別段の面積の設定、これは法律的なものでございますので、それは何かといいますと、いわゆる農地法の3条2項5号に基づくものであります、農地法3条というのは何かというと、農地の売買、取得等であります。農業者が自分の規模拡大のために農地を購入する、その基本が、この別段の面積になります。それは十分承知のことだと思いますが。今、勝浦市では、以前の法律に基づいて設定されている、最低50アールということでの対応になってきてますが、これについても、平成21年12月に農地法が改正されて、これは各単位農業委員会の中で検討して、この下限面積については、決定することができるというふうになりました。これに早速乗っていったのは、実は近隣の、この辺で言うと大多喜町であります。大多喜町は、平成23年4月から、耕作目的で農地を取得するに係る下限面

積を10アールとしました。これは、いきなりというか、突如なったものであります、その背景も確かにございます。いすみ市が、現在は、いすみ市になって、いすみ市全域ですから、もとの岬町、夷隅町を含めた中で、基盤整備も勝浦とは違って70%以上いっている地域であります、そこでも、全域で、全部が20アールという設定がされております。隣の御宿町については、昨年の7月の農業委員会で、全域を30アールに設定したということが、各役場、市役所のホームページ上でも出されております。

これが勝浦の場合は、私も、5年近く前、実は農業委員をやっていたときに、当時は公選法、私の場合は議会から推薦ということで農業委員をさせていただきました。現在では農業委員会のほうの選任の方法が変わりましたので、そのときとは内容が違うんですけど、そのときに、この面積設定について、農業委員会のほうにも提案をさせていただいている。なぜ提案したかというと、そのときから、人口減少問題に対して、それを行う、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的に行うためには、縦割りではなくて、人口減少に歯どめをかけるための施策の一つとして、この別立ての面積を低減して設定してはどうかと。農業委員会の中でこれを言っても、農業委員会の中では、やはり農地を守るというのが大原則にあるわけですから、この説明ではなかなか理解が得られなかったというのが実態としてあります。そのとき提示したのは、農業委員会の中ですが、農振農用地は20アール、農振農用地以外は10アール。勝浦では今、2段階になっていますが、興津地区、勝浦地区は20アール、それは農振農用地以外です。上野・総野地区、厳密に言うと違うんですけど、上野・総野地区は50アールということありますので、そのところを、今、市が政策としている移住・定住政策の中の一つのものと捉えて、農行政だけではなくて、市の政策としてこれを行うべきだという提案をさせてもらうんですが、その後、平成24年の3月ですから、6年前、ちょうど3月議会で、私、このことについて、農業委員会に出す前に、先に議会で一般質問で行わせてもらいました。そのときは大多喜町の例を倣って下限面積を10アールにということで提案をさせていただきましたけど、その際、市長の答弁では、最終的には、いろいろな話の中で、10アールぐらいの農地を活用するということもある中で、これからいろいろな農業者、いろいろな関係団体等聞きながら、その辺の基準を定めていきたい、下げていきたいというふうに思っていますというふうなことと、これについて協議・検討していくと、それは府内の中で、農政である農林水産課、市と農業委員会の両者で協議をしていきますというようなことが言われました。その間、5年、6年あいているんですけど、私は、たびあるごとに、農業委員会にも、農林水産課にも、そういう市長答弁があったことについて協議していますかと、それは議会を通してではなくて、通常聞いていたんですが、お互い、どちらも、協議はしていませんということでした。市長答弁でそういうふうに協議するということについて、縦割りになってしまっているのかなというふうなことで、別々の解釈というか、協議はしていないということで、今回改めてその辺についてご質問をさせていただいているところであります。

市長が、今回も、先ほど1番目でも話が出ていますが、とにかく、人口減に対する移住対策等も含めて、この辺をいろいろ考えていただきたいんですが、市長答弁の中でも出てきていますが、耕作放棄地の問題と、あとは、農家住宅も空き家が増えている現状があります。今、農家の空き家についても、結構需要があるということが、知り合いの不動産屋との話の中でも出ているんです。実際現場を見せて、不動産屋に登録されている、そして市の企画課でもやっている空き家バンクにも登録があると思いますけど、農家住宅を買いに来るそうです。ただ、そこに、農家

ですから、農地が一緒にくっついている。勝浦の場合は、それを一括して、何もない人が買う場合は最低50アール、先ほど答弁ありましたけど、農地を借りてもできるし、農地を取得すればできるけど、最低50アールは必要なんだと、それがなければ農地は買えない。そして、農地をただ買うだけで、これを転がされても困るので、農地を買って農業をやるというのが原則にあるんだということで、それが50アールなんですね。そうすると、農家住宅を買いに来たときに、農家住宅で、普通の小規模の農家だと、せいぜい10アールか20アールが宅地の周りについている人もいるそうです。その場合、それも一緒に買ってくれないと売れないよということで、それが破談になってしまうこともあるようです。ですから、その辺も含めて、農業をやるための農地なんですが、もっと流動的に考えた場合、その面積を抑えておくことがやはり必要ではないかと思います。だからといって、では、1反歩、2反歩で農地を売買して、農業をやるよという書面を書いてやればすぐ手に入っちゃうかというと、それは農業委員会のほうで制約できる話ですので、ぜひともそのところを下げていく、それがいすみ市がやっている20アールであるし、大多喜町がやっている10アール。御宿の場合は30アール、若干違うようですが、いすみと大多喜は、そういう移住・定住政策を含めて、農業地域に人を呼び込むという政策の中でそれをやってきたというふうに私は聞いていますので、勝浦市もぜひ、その辺は農政のほうから農業委員会に働きかけて、農業委員会のほうへ言っていただきたい。

昨年4月からは、農業委員の選任方法も、市長の任命によってやっています。そこに農地利用最適化推進員という方も別にいますけど、農業委員については市長の任命によってやっているわけですから、今までの公選と違いますので、市の農政と農業委員会は一体となってできる話だと思いますので、その辺について、これは農林水産課長に聞くと、農地は農地だという考えでいくのは当然だと思いますが、農林水産課長及び企画課のほうで話して、そこに農業委員会も含めて、総体的な話の中でこれを進めていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○副議長（土屋 元君） 答弁を求めます。平松農林水産課長。

○農林水産課長（平松 等君） お答えいたします。近隣の状況の説明を議員からいただきまして、改めて私のほうから申し上げますと、いすみ市、大多喜町につきましては、規則で定める第7条、いわゆる第1項もしくは第2項に定めるうちの第2項を適用しています。この第2項の適用に当たっては、下限面積を定めるに当たっては、新規就農に適した面積を定めることになっております。そうした中、大多喜町では10アール。いすみ市では20アール。これはあくまでも、移住・定住施策は町自体の事情であるものの、農地法自体で言えば、移住・定住施策として効果を期待するものではなく、新規就農を通じて地域が抱える遊休農地の解消を目的とするという、そういう考えのもとだと思います。

移住・定住の考え方を全国的な事例で踏まえますと、新規就農に適した面積といいながらも、その下限面積の設定に当たっては、空き家バンクで登録してある農家に付随した農地の取得ですか、空き家と付随した農地とか、いろいろなケースがございます。面積の設定の話につきましては、極端な例として、1筆単位を市長答弁でなされたと思いますが、いわゆる農地として、農業を営むに当たって、いすみ市や大多喜町の10アール、20アールが、果たしてそれがふさわしいのか、個々の新規就農をしようとする方の年齢ですか、農機具の確保ですか、あと、それぞれの農地の地勢、位置、そういうものの条件をいろいろ考えますと、一律的に10アール、20アールが、果たして勝浦市にとっていいのかなということも、いろいろ検討する必要があると思います。

検討の中で、戻りますけど、全国的な中で、現在、20から30の市町村が1アールと設定している例がございます。移住・定住施策も踏まえているのかどうか明確ではありませんけれども、空き家バンク登録してある農地に付随したものであれば1アールでも認める、そういうケースがございます。個々の事業によるというのは繰り返しになりますけれども、全国的にそういう状況があるということを農業委員のほうにお示ししまして、協議したいと思います。

あくまでも、決定については、ご承知のとおり農業委員会になりますけれども、市いたしましては、こういう近隣の状況ですとか、全国的な、極端なお話ですけれども、こういう事例も踏まえながらお示ししたいと思っております。以上でございます。

○副議長（土屋 元君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 農林水産課長らしい答弁がありましたけど、それは当然の話で、農地は、基本的には農業を行うための土地ということで特別に法律ができたわけですから、それはそれで当然の話です。ただ、今の現状として、勝浦市も、空き地も増え、耕作放棄地も増える、確かに、市長がいろいろ努力されて、大森と木戸、西原・大楠、この3地区は今基盤整備に入りました。最初の話が入ってからもう5年ぐらいたちますが、先ほど市長が言われたように、その地区は地域の方が集まって積極的に転作も進めながら、転作は非常に大変らしいんですけど、転作をやることによって基盤整備ができているということで、本当に基盤整備については最後の最後じゃないかなと思うんですけど、勝浦の農地は、基盤整備をやっても、まだ30%そこそこの基盤整備率なんですね。そうすると、やっていないところは獣害被害がひどくて、いろいろ対策はしていますけど、いるにもかかわらず、山間谷津田については、もう荒れ放題というのが現状だと思います。上野・総野地域が優良農地であってもそのような現状があるという中において、そこを何とかするためには、今、課長が言われたようなことも、それは当然の話ですけど、その辺をもっと緩和していく、もっと農地を取得しやすくしていくことは、すぐにでもやっていただきたいことがあります。そういうことからして、農振農用地に入っているところについても、別立ての面積を低減していくことが、これから農業を守る一つの手段になるんじゃないかなと考えられますので、その辺について協議をしてもらいたいということあります。

企画課にお伺いしますけど、突然の質問で申しわけないけど、空き家バンクのほうに、今私が言ったような話が来ていることがありますか、農家住宅で、農地が一緒にくつついちゃっているという話は、今、勝浦の場合ありますか。私が聞いているのは不動産屋のほうなので、空き家バンクではないので、勝浦の空き家バンクにそういう事例があるかどうか。

○副議長（土屋 元君） 答弁を求めます。軽込企画課長。

○企画課長（軽込一浩君） お答えいたします。ただいまのご質問につきましては、農地付空き家バンクということではなく、農地が欲しいという相談があったということは、お伺いしています。その関係は、関係部署におつなぎさせていただきました。以上でございます。

○副議長（土屋 元君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 私は上野に住んでいるんですけど、実際もう空き家になっている家が点在をしています。やはりその周りは農地も荒れちゃっています。もともとは畠等がつくられていたんですけど、そういう実態がありますので、そういうところに入って移住したいという例も、それは非常に多いわけではありませんけど、そういうものに対して対応できるような対策を進めていっていただきたい。市長も、検討していきますということでしたので、改めて、協議をするとい

うことなので、市長から、農業委員会、農林水産、企画等で、その辺の協議について進めるようなことでお願いをしたいということで、これは答弁は結構です。

次に、同じ農業問題で、道の駅についてお伺いします。これは農業だけではなくて、第1次産業の問題ということです。道の駅については、平成28年9月に一般質問で伺っている中で、そのときの市長答弁の中にあったものを引用しますと、道の駅建設推進本部を設置した、庁内で検討しているということと、施設建設の基本計画を策定ということで、平成28年度予算の中で道の駅整備基本計画等事業手法検討調査業務委託ということで948万3,000円の予算が上がっています、このときに、これに対して、平成29年度で事業を実施していると思いますが、その結果について、どのような状況になっているのかお伺いをしたいと思います。

○副議長（土屋 元君） 答弁を求めます。軽込企画課長。

○企画課長（軽込一浩君） お答えいたします。現在、道の駅につきましては、今年度、基本計画並びに事業手法検討調査業務、これは業者に委託して実施してございまして、工期履行期限が昨年5月から今月26日までとなっておりまして、現在、取りまとめの最終段階でございまして、まだ詳細につきましてご報告できる段階にはございませんけれども、今、業者と詰めまして、期限までに結論を出していきたいと考えております。以上でございます。

○副議長（土屋 元君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 平成29年度事業で、平成29年度は3月31日までなのでしょうけど、事業としてやって、26日が計画書の策定期限というのは、すごい遅いんじゃないかなと思いますが、次年度に反映させるためには、もう一月ぐらい早くよかつたんじゃないかなと思いますが、現状ではそういうことだということで、このときに、道の駅の整備に当たり、事業コストの削減及び効果的な運営の検討、そして、民間の資金、経営能力等の活用を含めた事業手法の調査に係る業務委託ということでありますと、その内容が26日にコンサルのほうでつくってくるんだろうと思いますけど、コンサルだけに任せではないと思うんです。市の考えをコンサルと協議しながら進めていくのが常套。昔はコンサルに丸投げして上がってきたものを、これですよというのがよくあったように思いますけど、それでは市の考えが入らない。場所も、松野地先ということで場所決定はされていると思いますが、まず、コンサル委託するに当たっては、その場所の設定は松野ということ、それ以外のところも考えてのところはあったんでしょうか、それについてお伺いします。

○副議長（土屋 元君） 質問の途中でありますが、11時10分まで休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 開議

○副議長（土屋 元君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。軽込企画課長。

○企画課長（軽込一浩君） お答えいたします。道の駅整備候補地の選定につきましては、平成27年度に、松野地区の国道297号バイパス沿線、ご承知のとおりかと思いますけど、そこに決定をいたしまして、その後、平成28年4月の全員説明会でご説明させていただきました。以上でございます。

○副議長（土屋 元君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 松野地区に決定した中で、いろいろな計画事業を進めていることになりますけど、ちまたのうわさでは、なかなかやらないで、道の駅できないんじゃないのというふうなことを言っている方もおりましたけど、道の駅は市長の目玉の一つとして、勝浦市の地方創生の中の小さな拠点づくりということで、上野・総野地区にそのものを持っていくということで始まっていますので、ぜひともこれは成功させていただきたいと思うんですが、ここにくると、今、バイパスのほうも着実に工事を始めていますが、この完成は、当初伺っていると、平成30年度ですから、平成31年3月までということですが、その状況について、わかつておりますでしょうか。バイパスの松野区間の竣工は来年3月ということでの確認をしたいんですが。

○副議長（土屋 元君） 答弁を求めます。鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） お答えいたします。夷隅土木事務所から伺っている範囲においては、2工区の完成は平成31年3月末と聞いております。以上です。

○副議長（土屋 元君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） それは変わっていない。今、急ピッチで仕事をやっていますので、そうなのかということで、その先が、今度、芳賀のほうから松野までと、向こうが第1工区ですか、その状況も、今日のところは聞きませんけど、実際、そちらから直結しないと、道の駅があそこに、今2工区のところだけつくっても、なかなか動線としてどうなのかなということも考えられますが、それについても、その方向で進んでいますので、ぜひともやっていただきかなければいけないんですが、今年度は、さらにまた、基本計画の策定ということで、これは今年度2,485万1,000円の設計策定の委託料が組まれていますけど、この辺については、これは予算審査もあると思いますが、予算を上げる上で、2,400万円の予算ですと、大規模な設計になりますので、具体的にはどういう形で今考えられているのか、予算をとる段階でのもので結構ですけど、結果的にいつごろ完成をめどにして今年度の基本設計なのか、平成31年度の実施設計、着工という運びのための基本設計なのか、その辺をお伺いします。

○副議長（土屋 元君） 答弁を求めます。軽込企画課長。

○企画課長（軽込一浩君） お答えいたします。現在、事業手法と基本計画の策定業務を行っておりますけれども、それを踏まえまして、平成30年度基本設計ということで予算計上をさせていただいております。この中でございますと、以前からの基本構想と、今やっています基本計画を踏まえまして、できるだけ人が集う施設、それと、松野区を中心とした小さな拠点づくり、この2点が柱になるかと思いますけれども、そういう内容で基本設計に進んでまいりたいと考えております。スケジュール的には、近々、市川市のほうで道の駅のオープンが予定されているそうですが、市川市の基本計画の策定が平成25年、オープンが本年ということで、それぐらいかかるかなと思っていますけれども、できるだけ早目のオープンを目指してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（土屋 元君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） できるだけ早目のオープンということですが、結局、オープンを、ある程度めどを立てないと、なかなかそこにたどり着かないんじゃないかと思いますが、もう一点は、市長が以前から言っている行川アイランド跡地のスパリゾート計画のところでも道の駅という話がございましたが、その辺のことについては、具体的にはまだ出てないんでしょうけど、そこでも行川アイランドの道の駅があるのかどうか、わかる方がいれば、お伺いします。

○副議長（土屋 元君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 行川アイランドのところに道の駅というのは、話は前にあったことはあります。それはどこかというと、共立メンテナンスのオーナーといろいろ話している中で、これから、あそこのところの勝浦シーサイドリゾートの計画ができたときに、相当のお客さんが来られます。恐らく多いときは1,000人近くの人たちが来られます。来るときに、ただ泊まりました、帰るというのは、ちょっと忍びないだろうということで、できれば、あの前に、どの程度の規模にするかは別にしても、道の駅みたいなのがあったらいいねえというような話が出たところであります。私は、確かにそれがあればいいなと。ただ、私の腹の中では、松野地区の道の駅というのがありましたから、まだそれは会長に話していませんが、できたら、そういうところとの連携をしながら、またできたらいいのかなというふうには、私は個人的には思いました。ただ、その話は具体的に進んでいません。以上です。

○副議長（土屋 元君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） それはわかりました。シーサイドリゾートは進行していくんだろうと思いますけど、できれば、そこで勝浦の产品を販売できるような直売所、道の駅でなくても、近くには、おさかな村もありますけど、勝浦の产品を売る場所を拡大していくということは重要な施策ではないかと思いますので、その辺はシーサイドリゾートをやる共立メンテナンスとの話になると思います。今、市長が言われましたが、共立メンテナンスとともに、松野の道の駅もやるというようなニュアンスの話も出ましたが、実は、保田小学校、つい、昨日か一昨日、高速道路から進入できますというのが新聞に出ていました。保田小学校は共立メンテナンスが委託を受けて運営しているそうですが、そういうノウハウを持った共立メンテナンスという名前も出てきていますので、これから進めるに当たって、道の駅をどう運営していくのかということが、今年度の事業計画の中で出ていますが、先ほど伺ったんですが、里あかりで非常によくやっている、松野の地元のZP俱楽部があります。そういうところは地域のためにいろいろな活動をしていますので、道の駅にも絡んで話があったようですが、その辺については、ZP俱楽部と一度話をしたということですけど、道の駅について、どういう関係の話がされたのか、お伺いします。

○副議長（土屋 元君） 答弁を求めます。軽込企画課長。

○企画課長（軽込一浩君） お答えいたします。現在、事業者のほうで、大手の事業者、ほかの道の駅を運営している事業者ですか、市内のテナントに入りそうなところをアンケート調査しております、まだ最終的な調査結果はこちらには来ておりませんので、ご質問の点には現在はお答えできない状態でございますけれども、いずれにしても、松野地区、総野地区はポテンシャルが高いという情報もいただいておりますので、例えば、松野の竹と、せんだって、1月でしたか、JAXAが創立50周年、月面調査とかやっていますので、竹と月との組み合わせですか、この後、午後、戸坂議員がVR、ARのご質問をされるそうですけれども、そういう体験ができるような施設とか、他にできない施設づくりを目指してまいりたいと思います。道の駅につきましては、つくって、整備して終わりということではなくて、つくって初めてスタートで、どう運営していくかというのが大事だと思いますので、その点を丁寧に、これからまた検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（土屋 元君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 市長が力を入れている道の駅なので、ぜひとも成功させていかなければいけ

ないという中におきまして、平成28年に質問したのをまた引用させてもらいますと、工事ではなくて、いつ道の駅としてスタートするかを、目標を持っていかないと、そこにたどり着くまで、建物はできました、中身はありませんでは、全く何のためのつくったのかわからない。そのためには、既にアンケート調査等をやっているというお話を伺いましたが、少なくとも、直売所が併設されることが道の駅の一つの魅力でありますので、そういうことに対して、市内の園芸なり、先ほど基盤整備の中で1億円規模の野菜ができるくるということを市長は言われておりましたけど、当然そういうところで基盤整備をやった中で、これをまた売っていくということが必要だと思いますが、それだけでは足らないということで、道の駅に入るような産物、市内でどんなものがあるのかということを、どれだけ拾い上げているのか。なぜならば、平成28年9月に質問したときに、市長が言っている中では、野菜とかいろいろ心配されているようでございますけど、市長自身は心配していませんと。土地改良も進んでいるし、いろいろな野菜も出てきますと。野菜については農協も協力してくれるだろうと。そしてまた、魚等についても、新勝浦市漁港といろいろ協議していますということを言われました。そういう協議がされているということで、市長自身は、品物の流通については心配はしていないというようなことは言われましたが、それから1年半ぐらいたっています。その間に、その流通についてはどのような協議がされているのか。それと、府内の道の駅建設推進本部が設置されているということですので、どのような府内検討が進められているのかについて、お伺いします。

○副議長（土屋 元君） 答弁を求めます。平松農林水産課長。

○農林水産課長（平松 等君） お答えいたします。道の駅に設置する直売所、地元産の産品を直売する施設を検討するに当たって、どのような調達かということでご質問かと思います。市長答弁では、ほ場整備3地区の完了をもって、野菜を積極的な作付をする。金額的なお話をしまして、1カ所約1億円。これにつきまして、3カ所集まりますと、おおむね3億円。この水準がどの程度かと申し上げますと、近隣の直売所に引けをとらない。例えば鴨川にあります大きな直売所ですとか、あと、県内の直売所の統計的な資料がございまして、売上高の構成で一番多いものは、1億円から3億円の売り上げ、3億円を超える直売所も、数はございます。

協議の内容ですけれども、先ほど企画課長が申し上げましたとおり、調査事業をしていまして、その中で、施設の整備の主体ですか、運営の主体、いろいろな設置や運営の主体の形態があることも、県内の調査で把握しておるところです。そうした中、生産者だけで、まだ運営主体も決まらず、また整備主体も決まらないとなりますと、逆に、生産者の方には混乱を招きかねないかなと思います。今年度、来年度実施いたします調査事業の中で、整備主体ですか、運営主体ですか、その選定については私どもで把握しておりませんが、まだ段階的には、生産者の方をお集めしてするのではなく、先ほどの今年度調査の意向の調査、そういう結果を反映してからのほうが、より円滑で、効果的で、持続可能で、魅力ある道の駅、直売所が設置できるのかなと考えております。したがいまして、市長答弁にありましたとおり、現段階では、生産基盤を強化するため、ほ場整備事業の早期完了を精力的に推進してまいりたいと、このように思っております。以上です。

○副議長（土屋 元君） 次に、軽込企画課長。

○企画課長（軽込一浩君） お答えいたします。道の駅に関する府内検討委員会でございますけれども、事業者を交えまして、第1回が5月に開催してございまして、その後、計3回開催してご

ざいます。以上でございます。

○副議長（土屋 元君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 庁内検討委員会をやっているということでございますが、もう一点、農林水産課長に、1年半前の質問の中で、生産者、今の大森の基盤整備の話ではなくて、市内の園芸農家等への聞き取りを行うということで、その後、生産者と協議会を設置していきますよということでありましたが、市内の園芸農家の意向については、どのような状況があったのか。

○副議長（土屋 元君） 答弁を求めます。平松農林水産課長。

○農林水産課長（平松 等君） お答えいたします。園芸農家の意向の調査の結果ですけれども、数字は今手元にございませんが、2通りございまして、既に販路を築いているので、道の駅設置自体は望ましいと考えるが、出荷できるかどうかは、今納入している業者との兼ね合いもあって困難だとする業者さんもおりました。そのほかに、実際に今、既存の直売所に出荷しているものの、距離的な条件から、市内でできればコスト削減につながるので、そういったことは望ましいと、二極化しております。

一堂に会した協議会のようなものを設置する旨、昨年度ですか、一般質問の際にお答えいたしましたが、その件に関しましては、先ほど申し上げましたとおり、整備主体ですとか、運営主体、それぞれの意見、意向、ビジョン、コンセプトがございますので、そういった今後の協議の中で、生産者の方も交えて、先ほども申し上げましたが、生産者の団体にも意向調査もしているようですから、そういった結果も踏まえて、必要に応じて、ふさわしい段階で進めていきたいと。

あと、私のほうでの考えは、先ほど市長答弁で、ほ場整備、これをもって生産強化するということは、新たに新たな生産強化で、転作で、3億円の生産が新たに生み出されます。既存の園芸農家は、先ほど申し上げましたとおり、販路が確定しているとなりますと、既存の直売所への影響や、販路のせっかく構築されたものの影響等を踏まえますと、新たに創設される転作での生産したものを、これを主として道の駅直売所で販売することは、他への影響も少ないと思います。そうしたことから市長答弁があったと私のほうでは考えています。以上でございます。

○副議長（土屋 元君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 道の駅ができる、そこで販売するもの、これは、どこへ行っても、その市町村だけのものではない、ほかからいろいろ仕入れている。それは運営する主体がいろいろ考えてやっているんでしょうし、昨日もありましたけど、交流ということの意味を拡大解釈していくと、松野にできる道の駅の周辺の市町村の生産品を、農産物で言えば夷隅農協、水産物で言えば新勝浦市、勝浦、大原のほうの水産物もありますので、そういうものを集約して販売していくば、それが勝浦に寄ってくるということからすれば、非常にいいのかなと思いますので、先ほど言いましたけど、いつからオープンするんだというところは、市長、どのように考えていますか。

○副議長（土屋 元君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） なるべく早く実現したいというふうに思っていますが、今、うちのほうで調査をかけているという、道の駅を、例えば公設公営やる、公設して1つ、もう一つは公設で指定管理をやる、もう一つはPFIでやる、こういうような方式で、道の駅をつくりました、調子が悪い、調子が悪い、これは非常に困るので、経営というのを、まず一つ考えます。

もう一つは、先ほど言いました名木・木戸、大森・大楠、この土地改良で、いわゆる転作の野菜がどの程度うまくタイミング的に入るかというようなこともありますし、水産関係は協議すれ

ばいいということ。それからもう一つ、これはコンサルの一つなんでしょうけども、ただ生産物を販売するだけの道の駅ではなくて、道の駅ということですから、これを着地型観光で生かしたいということで、どういう魅力ある道の駅をつくれるのか、これを検討する必要がある。あの近辺には、例えば七面山、長福寺もあります。そういうような観光、例えば近くでクラインガルテンをやるものができる、いろいろなものを組み合わせることも必要だと思います。

もう一つ。地元にZP俱楽部があるんです。そういうものに入ってもらって、地元も稼ぐ力をつけてもらいたい。今の地方創生は、メーンは、その地域の平均所得を上げること、イコール稼ぐ力をつけることなので、これが今の地方創生なので、これを地元のZP俱楽部等も連携をしながら、道の駅とタイアップしながらやっていく。こういうことも必要なので、こういうことをあわせながら、また、あそこは今、優良農地で、農振農用地です。地権者には内々お話をしまして、もう内諾はいただいておりますけれども、これからあそこは転用とかいろいろな問題がありますので、そういう手続を考えると、いつ、いつということは今言えないで、なるべく早くやっていきたいと思っております。以上です。

○副議長（土屋 元君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） では、その辺については、今の市長のご答弁について理解をしましたので、勝浦市のために、ぜひともご尽力いただきたいと思います。

あと残っている時間で、市長の考え方をお聞きをしたいと思います。市長は2期目、今年の7月が来ると3年経過します。来年の選挙があるわけですが、それをどうのこうのと今言う段階ではないので、この2期目を、市長としてどうつくっていくのかということは、予算に反映されてくると思うんですが、予算の説明の中でも、今日も出ましたけど、少子高齢化の中で、まずは、平成27年のまち・ひと・しごと総合戦略によって、このまちをつくっていく、これが市長の2期目の公約だと思うんです。そういう中で、子育て教育と地域交流、そして、昨日出ましたが、交流をテーマということで同僚議員が行っていましたし、そういうことを含めて、勝浦市を、とにかく人口が減っているのは勝浦市だけではないということは承知していますし、人口の動向によって、まちの元気力は変わってきます。今年は、いつにも増して、2.7%増の92億円の一般会計予算を提案されています。そういう中においては、市長の思うところが入ってきているんだろうと。認定こども園や、勝中のプール、また、子育て教育の環境整備、これがまず一番最初にくることではないかと思います。もう一つは、昨日も出ましたが、地域間交流等によって交流人口を増やしていくということですが、人口減少と、地域交流による交流人口の増加とともに、キュステなども、今回60周年の目玉として、のど自慢を呼びますよということでございますけど、その60周年事業も含めて、今年度に市長の2期目の集大成を行うに当たっての思いを、いま一度お聞きしたいんですが。

○副議長（土屋 元君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 2期目、私も今までいろいろ突っ走ってきたと自分で思っていますから、もう4年のうちの3年目を迎えるのかなあというふうに思っております。私は、1期目においては、あのときはいろいろ災害が起きた後で、防災対策というのを非常に考えていました。今現在、40カ所の緊急避難路もつくりました。また、文化会館、キュステも、あの当時いろいろありましたけれども、初めは今の駐車場のところから上に上げよう、もう公共施設は全部台に上げようということで、文化会館をしました。また、不便で、勝浦の駅のエレベーター、給食センターも必要

だということで、給食センターもつくりました。学校も、小中学校の耐震、体育館が中心ですけれども、一応全部終わりました。そういうことで何か1期目は終わったのかなというふうに思いますが、2期目は、今言った、まち・ひと・しごとという中で、雇用の確保であるとか子育てが一番大きなものだろうと思っています。子育てというのは、要するに、移住・定住というのは、私は個人的に、暫定的な、人の取りっこをしたってしようがない。遠い東北とか中国地方とか、とんでもないところから大量に来てくれればいいんですが、この近辺から人の取りっこをしたってしようがないというふうに私は思っています。一番のみそは若年女性を増やしたいんです。つまり、若年女性というのは、20歳から39歳までの女性です。この若年女性が今の赤ちゃんの95%を産んでいるんです。この若年女性が、勝浦は、今現在、大体1,600人いる。これが、あと10年、15年先になると700人ぐらいに減っちゃうんです。この減るということは、そういう人たちがこれから人口を生産できないということ。今、勝浦の合計特殊出生率は1.3です。全国平均は1.4です。夫婦2人で2.1人子どもを産まないと、今の人団は維持できない。ところが今、勝浦は、残念ながら1.3。生まれる子どもが年間80人から90人。亡くなる方が300人。こういう自然動態だけでもそれだけ減っていっているんです。そういう中で、私は、今言ったように、若年女性を早くこの地元に根づいてもらって、子どもを育てやすい、また、スーパーが近くにある、買い物がい、そういう生活の利便性を増して、ああ、ここに住んでいいな、じゃあ、子どもを産もう、こういうことで子どもを産んでもらうというのが、これから、勝浦だけではなくて、日本全体の地方創生の大きなみそなんですね。今は東京都がブラックホールみたいに人口を集めていますから、東京は合計特殊出生率1.1です。1人しか産んでいないということなので、東京もこれからどんどん人口は減っていきます。

ということで、今、私は、今年2期目の3年を経ましたけれども、これまでよりは、雇用の確保をしよう、生活の利便を増そう、子育てしやすいということで、認定こども園とか、ベイシアの誘致とか、アイランドとか、そういうようなもので雇用を増やしていきたい。これは、地元に国際武道大学があるから、これから武大生をうまく活用しながら、武大生が地元に定着して、地元で結婚して子どもをどんどん産んでもらう。だから私は、これから、極端な一つの例ですよ、アイランドのホテル、レストランで武大生がホテルマンになって、ここで定着してもらう、そこで結婚してもらうということ。それからまた、先ほどちょっと出ていましたけれども、福祉タクシーもあれですけれども、買い物難民がこれからどんどん出てきます。これから、買い物の不便地域のところに、例えばバスなどで仕立てて持つて行くというのも必要だと思っています。大多喜などは現実にレオとタイアップしながら、それをもうやっているんです。そういうことで、私は、引き続きまち・ひと・しごとの交流人口の観光も大事ですけれども、移住、雇用の確保、子育て支援、こういうものをこれからもやっていきたいと思っております。以上です。

○副議長（土屋 元君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） おっしゃるとおりで、人口の問題を考えたときには、移住・定住は政策として必要ですが、勝浦市に根を張って生活する方を増やしていくことが第一になります。千葉県の平成30年度当初予算の主な施策の第1番目にきているのは、子ども・子育て世代への支援充実です。これは千葉県の予算ですけれども、勝浦も今度子育て世代包括支援センターを設置していくという内容もありますので、ぜひともそういうところをやる、これは本当に、市長の意気込みも踏まえて、あるものと思います。それと、今、市長からお話を出たように、行川アイランドの問

題、そして昨日も同僚議員から出ていましたが、武道大学生を、学校で学んで全部外へ行ってしまうのではなくて、幾らかでも定着してくれるような場所づくりが求められていて、武大生に聞くと、勝浦はいいところで住みたいなと言う人が多いんです。多いけど、仕事がないということからして、なかなか定着できないんですけど、今進めているアイランドの問題、それと、近々オープンするベイシア、昨日も出していましたが、ベイシアで働くパートについても非常に少ないんだと。今、勝浦にいる人はみんな仕事しちゃっているから、改めて募集するからといって、なかなか行けない状況もあるのだろうと思います。そこに100名から200名規模の従業員を募集しますよといつても、なかなか難しい部分があって、実は、昨日、これはまた友達の不動産屋に聞いたんですけど、ベイシアができる、そこに勤める若い女性がアパートを探しにきました。それは、ベイシアのほうの会社が連れてきた。20代の人が3人来て、アパートを決めていったということがありました。それも一つの地域活性の問題だと思いますし、また、買う場所ができる。スーパーが2つになって、競争して片方が沈んじやうんじやなくて、両方が生き残って、うまく競争してもらえば、これは活性のためになるのだろうと思いますので、そのところは、これまで話は出ています。ベイシア、ベイシアって、市長は最初からベイシアありきかというような話もしている。実は私もそう思った一人なんですけど、ただ、このように市長が言ったベイシアがちゃんとオープンしてくれるということですので、そこの辺は期待をしていきたいと思います。

以上をお話ししまして、時間がゼロ分になりましたので、私の一般質問を終わります。以上です。

○副議長（土屋 元君） これをもって鈴木克己議員の一般質問を終わります。

○副議長（土屋 元君） 次に、藤本治議員の登壇を許します。藤本治議員。

〔1番 藤本 治君登壇〕

○1番（藤本 治君） 日本共産党の藤本治でございます。通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。

1点目に国保の都道府県化について、2点目には第7期介護保険事業計画について、3点目に水道料金の2段階での引き下げについて、大きく3つのテーマで質問をさせていただきます。

まず、第1の国保の都道府県化についてですが、1つに、確定係数に基づく市町村別の国民健康保険税標準保険料の算定結果が公表されました。最終的にどのように算定をされ、その結果はどうなったかを伺います。特に、勝浦市の平成28年度保険料、これは理論値とされておりますが、10万2,634円とされました。これは実績をどう反映しているのか、また、平成30年度保険料は10万211円と算定をされ、外房地域でひときわ高い額となっていますが、その理由を伺います。

2つに、平成30年度勝浦市国民健康保険特別会計予算の編成に、国保の都道府県単位化はどう反映しているのか、伺います。

3つに、今回創設される保険者努力支援制度は、市町村、都道府県の医療費削減や収納率向上の努力を国が判定をし、成果を上げていると判断をした自治体に予算を重点配分する仕組みです。具体的に、何がどのように採点をされ、どれほどの調整交付金が配分されるのか、伺います。

4つには、収納率の向上が調整交付金の配分に影響することが、滞納処分の強化などに県や市を駆り立てることになるのではないか、どう対応するのか、市の見解を伺います。

5つに、前回12月の一般質問で、1984年の国保法改定により公費負担割合が医療費の45%から給付費の50%に変わったことについて、1984年以前の給付費ベースでの公費負担の割合をただしたところ、60%から70%になるとの答弁がありました。少なくとも給付費の60%に公費負担割合を回復し、不斷に拡充することが国保の構造的矛盾を解決する唯一の道であり、これを国、県に求めるべきと考えますが、市の見解を伺います。

6つに、今回の国保の都道府県単位化に、国は合計3,400億円の公費支援を行うとしています。しかし、それと引きかえに、市町村の独自繰り入れ約3,000億円が削減、解消されたのでは、国保の構造的矛盾はほら改善されません。解消するには、それに見合う国費投入が必要です。今回の算定により、多くの市町村が国保税引き上げを回避するために、引き続き法定外繰り入れを行うのは当然の判断であると考えますが、市の見解を伺います。

7つに、市民負担の軽減のため、昨年6月定例会での資産割の廃止に伴う均等割の引き上げをもとに戻すとともに、子育て支援のためにも第3子以降の均等割は全額免除すべきものと考えますが、市の見解を伺います。

2つ目のテーマであります第7期介護保険事業計画についてであります、1つには、過去6期の介護保険料の推移と、その変化の要因を伺います。

2つには、第8期高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画案に対するパブリックコメントが実施され、計画がまとめられようとしております。この計画の主な特徴を伺います。特に、従来とは異なる記述の仕方、計画期間の要支援・要介護認定者数の推計、顕著に変化する事業やサービス、それらが介護保険給付費及び介護保険料にどう関係するかについてお答えください。

3つには、介護保険料滞納者の滞納期間別の実態と、滞納解消の取り組み、滞納者の介護サービスの利用状況をお伺いします。

4つには、9段階の介護保険料の設定と、これをさらに細分化することや、介護保険料の減免や納付猶予が受けられる条件と、今後の拡充について、市の見解を伺います。

5つに、将来、介護保険料が減少に転ずる条件と見通しを伺います。

6つには、障害者が65歳になると、障害者総合支援法の介護保険優先原則の規定のために、障害者福祉の適用から介護保険制度に移行しなければなりません。共生型サービスの創設によって、それまでと同じ事業所から支援を受けられるようにするものと位置づけられていますが、利用に伴う自己負担の発生や、支援の質が落ちるのではないかとの懸念が起きております。介護保険優先原則をやめれば解決する問題ですが、市はどう対応するのか、伺います。

7つに、現行の保険方式のもとで、増大する介護需要に応えつつ、持続可能性を確保するためには、介護保険財政における公費負担割合を大幅に引き上げことが不可欠です。現行は5割ですが、これを当面6割に引き上げるよう国、県に求めるべきと考えますが、市の見解を伺います。

3つ目の水道料金の2段階での引き下げについてのテーマに移ります。

1つには、将来の地震等による大規模災害を想定しますと、自前の水道水を確保していることは大変に重要です。末端給水事業の広域化基本構想において、事業統合後の将来像はどう描かれているのか、特に、現存の浄水場等の水道施設の存廃、その是非について、どう検討がなされているのか伺います。

2つには、夷隅郡市2市2町のそれぞれの有収率の現状と、有収率を高めてきた努力や取り組みの様子、そして、勝浦市がそれらに学んで今後どう取り組もうとしているのか伺います。

3つには、末端給水事業体の統合と用水供給事業体と県営水道との事業統合完了までのスケジュールを伺います。

4つに、勝浦市民の生活に密接な水道事業の将来について、少なくとも広域化基本構想の概要と、2市2町で覚書の締結に進もうとしていることを、速やかに市民に知らせることが必要ではないでしょうか。どう対応するのか、伺います。

5つに、この事業統合完了による水道料金の引き下げの前に、数年という限られた期間だけ一般会計から水道会計への繰り入れと、県の高料金対策補助金で料金引き下げの前倒しをと、12月の一般質問で提案いたしました。市の見解は、水道会計への恒久的な繰り出しが困難とのことでしたが、限られた期間の一時的な措置であり、恒久的な繰り出しを求めているものではありません。可能な財政規模と期間を当てて、2段階での水道料金の引き下げを行うべきと考えますが、改めて市の見解を伺います。

以上で、登壇しての質問を終わります。

○副議長（土屋 元君） 質問の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

午前1時55分 休憩

午後 1時00分 開議

○副議長（土屋 元君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいまの藤本議員の一般質問にお答え申し上げます。

初めに、国保の都道府県単位化について申し上げます。

1点目の確定係数に基づく本市の標準国民健康保険税の算定状況についてであります、県は、平成30年度から始まります国保の都道府県化に向け、国から示された確定係数に基づき、市町村別の標準保険税の算定を行い、結果を公表いたしました。

標準保険税の算定方法につきましては、県全体の保険給付費から前期高齢者交付金や公費等を控除し、国保事業費納付金算定基礎額を算定いたします。その基礎額から、年齢構成の差異を調整した医療費水準及び所得水準に応じて、市町村ごとに国保事業費納付金を算定します。その国保事業費納付金から経費や補助金等を加算、減算し、標準保険税総額を算定します。

なお、理論上の保険税とは、各市町村を同条件で比較するため、低所得者に係る保険税軽減、赤字補填等目的の法定外繰り入れなどを行わない場合の保険税となっております。

また、保険税の急激な負担増とならないよう、一定の割合を設けて激変緩和措置を講じ、保険税の上昇を抑制しております。

県平均の算定結果につきましては、県平均1人当たりの標準保険税は、平成28年度の理論値で、10万340円、平成30年度算定保険税で10万1,131円となり、平成28年度と比較して791円、0.8%の増となりました。

市町村別1人当たりの算定結果につきましては、平成28年度との保険税の比較で、保険税が増加する団体は26団体、保険税が減少する団体は28団体となりました。

なお、本市の平成28年度1人当たりの保険税は10万2,634円、平成30年度は10万211円となり、平成28年度と比較して2,423円、2.4%の減となりました。

平成30年度の本市の保険税について、高額となっている理由ですが、先ほどの算定方法の説明の中で、市町村に配分された国保事業費納付金から経費や補助金等を加算、減算するというご説明をしました。本市に係る経費として、過年度分の前期高齢者交付金の精算額が、1人当たりの県平均に比べ約4,000円多く、このため負担が大きくなっているものと考えています。

2点目の、予算編成への影響についてですが、国保運営は、平成30年4月から都道府県も加わり、市町村とともに運営を行うこととなります。県は、新たに国保特別会計を創設し、財政の運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営の中心的役割を担うこととなります。

国保の都道府県単位化に伴う現行の予算編成との主な変更点の一つとして、市は医療給付等に必要な資金を県から保険給付費等交付金として受ける一方で、徴収した保険税等を県に国民健康保険事業費納付金として納付することとなります。

この保険給付費等交付金は、対象外の出産諸費及び葬祭費を除く保険給付費相当額を計上し、国民健康保険事業費納付金は、国が示した仮係数をもとに県の試算により本市に割り当てられた納付金を計上しました。

2つとして、歳入予算の国庫支出金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金及び歳出予算の後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、介護納付金については、県の国保特別会計での取り扱いとなることから、廃止となりました。

また、予備費は、国から示された予算編成の留意事項に基づき、計上しないということなどを要因に、歳入歳出予算の総額が前年度比較6億2,441万3,000円、19.6%の減となっております。

3点目の、保険者努力支援制度の運用等についてですが、被保険者の健康づくり、医療費の適正化、国保財政の健全化等に向けた努力を行う保険者を客観的な指標で評価し、支援金を交付することで、保険者の取り組みを支援する国の制度であります。財源は、国保改革による公費拡充の財源を活用し、800億円程度が充てられ、都道府県分として500億円程度、市町村分として300億円程度の配分となっております。

千葉県分は、都道府県分22億円、市町村分17億円を見込んでおります。

市町村分の指標につきましては、保険者共通の指標として、1つは、特定健診、特定保健指導の実施率、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率、2つは、がん検診受診率、歯科疾患の実施状況、3つ目は、糖尿病等の重症化予防の取り組み状況、4つ目は、広く加入者に対して行う予防・健康づくりの取り組みの実施状況、5つ目は、適正受診、適正服薬を促す取り組みの状況、6つ目は、後発医薬品の使用促進に関する取り組みの状況の6項目、国保固有の指標として、1つは、保険税収納率向上に関する取り組みの実施状況、2つ目は、データヘルス計画の実施状況、3つ目は、医療費通知の取り組み状況、4つ目は、国保の視点からの地域包括ケア推進の取り組み、5つ目が、第三者求償の取り組みの実施状況、6つ目は、適正かつ健全な事業運営の実施状況の6項目の、合計12項目となっております。

指標ごとに配点され、各指標の達成度に基づく獲得点数により交付金の額が増減することとなります。なお、配点の合計額は790点となっております。

国がまとめた平成30年度保険者努力支援制度の市町村分の速報値では、全国平均が790点満点中

401点であり、千葉県は338点で、高いほうから全国で41番目、本市は238点で、高いほうから県下42番目となっております。また、被保険者1人当たりの交付額で見ると、全国平均1,688円で、千葉県が1,564円となっております。今後、本市としましては、制度の活用を図りながら、被保険者のさらなる健康増進や財政基盤の強化に努めていく考えであります。

4点目の収納率向上への対応についてであります。高齢化の進展や医療技術等の高度化に伴う医療費の増加に加え、就業構造の変化等による低所得世帯の増加などにより、国保の財政状況は極めて厳しい状況に置かれております。このため、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営方針に基づき、安定的な財政運営や効率的な事業の実施等により、市町村とともに国保運営を行うこととなりました。本市といたしましても、税における公平性の確保の観点からも、これまでと同様に収納率向上に向けて取り組んでまいります。

5点目の公費負担割合の拡大を国や県に求めることについてであります。国保の抱える構造的な問題は、都道府県単位化により解決したわけではありません。これから被保険者の高齢化が進み、医療費が年々増加していくことが予想されますことから、さまざまな機会を捉えて、公費負担の拡充について、国や県に要望してまいりたいと考えます。

6点目の国保の都道府県単位化に伴う国保税引き上げ回避のための法定外繰り入れについてであります。昨年12月に県が策定した千葉県国保運営方針の各論、財政運営に係る基本的な考え方と取り組みの中で、決算補填等を目的とした法定外一般会計繰り入れは、保険給付と保険税負担の関係が不明瞭になること、また、被保険者以外の住民に負担を求めることがあることなどから解消・削減を図るべきであるが、法定外一般会計繰り入れの早急な解消・削減は、被保険者の保険税負担の急激な増加につながる場合もあることから、地域の実情を十分に勘案し、計画的に行う必要があります。

このため、市町村は決算補填を目的とした法定外一般会計繰り入れについて、その必要性や額の妥当性などを改めて整理・検討した上で、保険税収納率の向上、医療費適正化の取り組み等の推進や、県が提示する標準保険税率を参考に適正な保険税率を設定することにより、住民の理解を得ながら計画的な解消・削減に努めることが必要であるとされています。本市といたしましても、県の運営方針に従い、法定外一般会計繰り入れを行う考えはございません。

7点目の国保税の税率及び第3子以降の均等割免除についてであります。平成29年分所得の把握がほぼ固まる4月下旬に30年度の保険税算定の試算を行いますが、税率につきましては、県から示されました確定係数の算定結果による標準保険税率を参考にして、6月定例会において、税率改正の議案を提出する予定であります。

また、第3子以降の均等割免除についてであります。国の財政支援制度がないことから、免除額を他の国保世帯に負担していただくこととなるため、制度創設は考えておりません。

次に、第7期介護保険事業計画について申し上げます。

1点目の過去6期の介護保険料の推移とその変化の要因についてであります。平成12年度から14年度までの第1期基準額は年額2万7,500円、平成15年度から平成17年度までの第2期基準額は2万7,500円で、変更はありませんでした。この要因は、介護給付費は増加したものの、介護給付費準備基金約1,500万円を繰り入れて、保険料の上昇を抑えたことによるものであります。

平成18年度から20年度までの第3期基準額は3万2,500円で、5,000円、18.2%のアップとなっています。この要因は、介護予防給付の創設や市内に認知症対応型グループホームが1カ所開設

したこと、また、地域包括支援センター設置などによる地域支援事業の創設に係る費用の増加によるものであります。

平成21年度から平成23年度までの第4期基準額は4万4,100円で、1万1,600円、35.7%のアップとなっています。この期の要因は、介護従事者の処遇改善を図るため、介護報酬が3%増額されたことにより、介護給付費等が増加したものであります。なお、このときは、介護保険料の急激な上昇を段階的に抑制する措置がとられました。

平成24年度から平成26年度までの第5期基準額は5万8,000円で、1万3,900円、31.5%の増となっております。この要因は、特別養護老人ホーム名木緑風苑の開設などに伴う介護給付費等の増加によるものであります。

平成27年度から平成29年度までの第6期基準額は5万8,800円で、800円、1.4%の増となっております。この要因は、市内に認知症対応型グループホームが1カ所開設されたことによる介護給付費等の増加であります。

2点目の第8期高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画案の主な特徴についてであります。が、今回の介護保険事業計画の特徴は、いつまでも元気に暮らすために生活支援・介護予防、病気になったら医療、介護が必要になったら介護という、認知症や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で暮らし続けられる体制である地域包括ケアシステムの推進等、自立支援と重度化防止を目指していく内容となっております。

記述の仕方としましては、第6期計画では、構成を総論、高齢者福祉計画、介護保険事業計画といたしましたが、わかりにくく感じられたことから、第7期計画では両計画を一体的に策定することとし、これにより総論と各論に分けて記述をいたしました。

計画期間の要支援・要介護認定者数の推計についてであります。まず、第1号被保険者及び第2号被保険者につきましては、平成29年度よりも減少すると見込みました。

第7期の計画期間である平成30年度から平成32年度までの平均値と平成29年度を比較しますと、第1号被保険者で26人、0.3%の減、第2号被保険者で392人、7.1%の減、合計で418人、3.2%の減となっております。

要支援・要介護認定者数では、逆に増加すると見ており、先ほどと同様に比較しますと、要支援で16人、6.8%の増、要介護で40人、3.8%の増、全体で56人、4.3%の増と見ております。顕著に変化する事業やサービスについてであります。介護保険制度自体は、その時々の状況に応じて制度改正しております。

今期の計画では、消費税増税や介護従事者の処遇改善に伴い、介護報酬が0.54%アップされます。これらをもとに給付費を推計した結果、保険給付費で9.6%の増、地域支援事業費では11.1%の増となりました。これに伴い、第1号被保険者の保険料も増加となりました。

3点目の介護保険料滞納者の実態と解消の取り組み、滞納者の介護サービスの利用状況についてであります。滞納者は、平成29年12月末現在で、1年以上6カ月未満の滞納者が14人、1年6カ月以上2年未満の滞納者が12人、2年以上の滞納者が42人となっており、これらの方の滞納解消に向けては、納税相談を実施し、分納誓約をすることにより対応しているところであります。

この介護保険料滞納者につきましては、滞納状況により介護保険サービスの利用を制限することができます。しかし、現状としては、滞納者から介護保険サービス利用の申請があったときは、滞納解消の相談をした上で、介護サービスの利用を認めているところであります。よって、滞納

を理由とした介護保険サービス利用の制限は、現在行っておりません。

4点目の介護保険料の細分化、介護保険料の減免、納付猶予の条件についてであります。現行の9段階につきましては、介護保険法施行令第38条第1項の規定により設定しており、第7期計画におきましても同様に設定をしておりますので、これを拡充する考えはございません。

また、介護保険料の減免及び納付猶予の条件は、震災・風水害、火災等による災害、死亡・入院等による収入の減少、事業の休業または廃止・失業等、農作物の不作や不漁、貧困等による生活困難など、想定されるやむを得ない状況は網羅されておりますので、条件の拡充についても、現在は考えておりません。

5点目の介護保険料の見通しについてであります。今回の第7期計画におきましては、団塊の世代が75歳となる平成37年度の推計も行なっております。結果としては、第1号被保険者及び第2号被保険者は減少しますが、要支援・要介護認定者数及び保険給付費等は増加すると推計しております。これに伴い、介護保険料は増加すると見込んでおります。このような状況下で介護保険料を減少させるという方策は、保険給付費等をいかに抑えるかということになると考えます。現在、市では、自立支援と重度化防止のための介護予防事業、認知症施策を実施しておりますが、これら事業の効果、また、認知症や介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる体制である地域包括ケアシステムの推進などにより保険給付費等を抑制し、介護保険料の減少につなげていく考えであります。

6点目の共生型サービスの創設による影響についてであります。共生型サービスとは、障害者が65歳以上となっても引き続き使い慣れた事業所においてサービスを利用できるようにするものであります。具体的には、介護保険または障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度の指定も受けやすくなるということです。したがいまして、65歳となり、障害福祉サービスから介護保険サービスに変わっても、サービスの質が落ちるということはないと考えます。ただし、自己負担につきましては、介護保険サービスに移った段階で発生いたしますが、これは現行制度においても発生していることであり、利用者は使い慣れた事業所で引き続きサービスを受けることができる、その点はメリットがあると考えます。

7点目の公費負担割合の大幅引き上げを国、県に求めることについてであります。介護保険は、要介護状態となっても、その方が有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、共同連帯の理念により、みんなで支えていこうという制度であります。このため、社会保険方式を採用しており、必要な費用を保険料で賄うところですが、その負担が過大となるよう、また、介護サービスには一定の公的責任もあるという考え方から、公費による負担がされているものと考えます。したがいまして、必要な費用の半分を公費で負担することは、現状では適正であると考えます。

次に、水道料金の関係ですけれども、2段階での引き下げについて申し上げます。

1点目の末端給水事業の広域化基本構想における統合後の将来像についてであります。南房総地域の構成団体が置かれている現在の厳しい経営環境を踏まえますと、将来的に広域化しない場合と比べ、広域化したほうが、安全で強靭な水道サービスを持続できる体制の構築が期待できると記されています。そして、広域化によって達成すべき南房総地域の水道のあるべき姿を、安全な水道水の供給、強靭な水道、水道サービスの持続のとおり定め、その実現のためには、夷隅地域・安房地域を区分して統合するほうが、統合効果を発揮しやすい環境にあると示しています。

浄水場等の水道施設の存廃につきましては、夷隅地域で、現在運用中の浄水場を7施設から4施設に減らし、管理拠点を1カ所に集約するとしています。なお、浄水場の廃止候補は、老朽度、水質、危機管理等の評価基準を定めて選定されております。

また、施設の存廃の是非に係る検討につきましては、メリットとして、施設更新需要の削減や維持管理の効率化が挙げられる一方、想定される負担として、システム統合に伴う初期投資費用の発生等が挙げられます。

2点目の夷隅郡市2市2町の有収率の現状等と本市の今後の取り組みについてであります、夷隅郡市2市2町における平成28年度有収率は、本市が75.8%、いすみ市が82.2%、大多喜町が89.4%、御宿町が95.8%となっております。

夷隅郡内において、有収率の向上が図られた事例として、いすみ市が平成23年度ごろに給水管の布設替え工事を集中的に実施した結果、有収率が向上したと聞いております。また、大多喜町では、町の水道業務経験者を臨時職員として雇用し漏水調査を強化した結果、平成24年度に前年度75%から81%に向かっています。

本市における有収率向上の取り組みとしては、石綿管等の老朽管布設替え工事を毎年実施していますが、より効果を上げるため、平成23年度から本管の布設替え工事にあわせ、本管から止水栓までの給水管の布設替え工事もあわせて実施しております。有収率向上のためには、漏水箇所を早期に発見して修繕することが必要でありますので、引き続き職員による漏水調査を実施するほか、民間業者に漏水調査業務を委託して、漏水箇所の早期発見に努め、有収率を向上させたいと考えております。

3点目の末端給水事業体の統合及び用水供給事業体と県営水道の事業統合完了までのスケジュールについてであります、末端給水事業体の統合に向けた今後の主なスケジュールは、平成30年度中に、広域化基本構想において定めた基本方針や方向性について合意し、広域化に向けた協議検討を進めることを取り決めるための覚書を締結する予定になっております。

その後は、平成31年度に、仮称であります、統合協議会を設置して、広域化基本計画案の作成等を進めた後、基本協定を締結し、平成36年度までに統合する予定になっております。

また、用水供給事業体と県営水道との事業統合までのスケジュールは、末端給水事業体の統合の合意を前提に、第1ステップであります経営統合に進む予定になっております。その後、末端給水事業体の統合を経て、第2ステップであります事業統合に進む予定になっており、その時期については、平成36年度中を目指すとされています。

4点目の広域化基本構想の概要と2市2町の覚書締結に係る市民周知についてであります、広域化基本構想は、事業統合に向けた事業を推進するために、中長期的な観点から事業統合後の将来像を描き、それを実現するための基本方針を定めたものでございます。今後は、先ほど申し上げましたとおり、基本構想において定めた広域化の基本方針・方向性について合意をし、広域化基本計画の策定及び協議検討を進めることを取り決めるため、覚書が締結され、(仮称)統合協議会の場で協議が進められる予定になっておりますので、今後、関係する他市町と歩調を合わせた上で、市民の皆様へ周知しようと考えております。

5点目の県の高料金対策補助金を活用した水道料金の引き下げについてであります、一般会計については、歳入の根幹である市税の継続的な増加が見込めない中、勝浦市総合計画・後期基本計画及び第3次実施計画に掲げた事業を着実に実施していく必要があり、今後も厳しい状況が

続くと見込まれております。したがいまして、用水供給事業体と県営水道との事業統合までの期間に限った一般会計からの繰り出しについても困難であると考えております。

以上で、藤本議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○副議長（土屋 元君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） ご答弁ありがとうございます。まず1点目に、確定係数に基づく標準保険税が県から示されたわけですけれども、平成28年度の保険料につきましては、この10万2,634円というの、平成28年度の実績そのものなんでしょうか、そうではない算出方法で算出されたものなんでしょうか。実績がどのように反映しているのかをお伺いしたいと思います。

○副議長（土屋 元君） 答弁を求めます。植村市民課長。

○市民課長（植村 仁君） お答えいたします。平成28年度の保険税が実績に基づいて計算されているかということでございますけれども、これは先ほど市長答弁の中にもありましたとおり、平成30年度の算定方法と同じ方法で、平成28年度の数値を用いて算出されております。以上でございます。

○副議長（土屋 元君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） そうしたら、平成30年度の保険税について伺いますが、これは10万211円と県は算出しているわけですけれども、ちなみに、この同じ計算式は、大多喜町では9万7,675円、いすみ市では8万8,793円、御宿町では8万5,173円ということで、ひときわ勝浦市は高い金額になっております。ほかの外房地域を比べてもそうですけれども、10万円台というのは、外房の中では際立った高さだと思いますけど、この要因は何なんでしょうか。

○副議長（土屋 元君） 答弁を求めます。植村市民課長。

○市民課長（植村 仁君） お答えいたします。夷隅郡内で勝浦市の保険税がひときわ高いところでございますけれども、先ほど市長答弁にもありましたとおり、保険税の算定の中で、保険事業費納付金から経費や補助金等を加算・減算する段階で、勝浦市の前期高齢者交付金の精算額、これが千葉県平均に比べて約4,000円高い。それが要因で10万円を超える金額となっております。以上でございます。

○副議長（土屋 元君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） そうすると、その前期高齢者の4,000円高い、その理由は何なんでしょうか。私、勝浦市の1人当たりの医療費水準が非常に高いと。それは今紹介した御宿町などとも、8万5,000円と10万円ですから、かなり大きな差になっているんです。その要因は医療費にあるのかと思つていましたけれども、そうではなくて、何か別のことにあるんでしょうか。その辺、的確なお答えをいただきたいと思います。

○副議長（土屋 元君） 答弁を求めます。植村市民課長。

○市民課長（植村 仁君） お答えいたします。医療費水準、所得水準で言いますと、夷隅郡市内では、1人当たりの所得で言いますと、勝浦市が55万6,575円、いすみ市が52万6,979円、大多喜町が52万7,852円、御宿町が54万8,640円で、2市2町では一番高くなっています。

また、医療費指数で申しますと、勝浦市が0.945、いすみ市が0.922、大多喜町が0.937、御宿町が0.875で、こちらも一番高い数値となっておりますけれども、先ほど申しましたとおり、事業費納付金の算定の段階で前期高齢者の交付金の精算額、これは平成28年度の精算額になりますけれども、その返還額が県の平均に比べて4,000円高いということで、平成30年度の保険税が高くなっ

ております。以上でございます。

○副議長（土屋 元君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） では、このことについて1点だけ。来年度、このことは変化すると考えてよろしいでしょうか。

○副議長（土屋 元君） 答弁を求めます。植村市民課長。

○市民課長（植村 仁君） お答えいたします。来年度の保険税ということですけれども、この補助金とか、あと、精算額、加算・減算する経費とか、そういうものの変化により標準保険税率の率が変わってくると考えてございます。以上でございます。

○副議長（土屋 元君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 2点目の平成30年度の会計予算との関係について伺うんですが、おおむね19.6%の減が、要因は、都道府県単位化による経費の、全てなくなった、あの経費がありますけれども、そういうことによるものと考えてよろしいのでしょうか。

それと、もう一点、歳出の県への納付金が6億8,000万何がしと算出されておりますけれども、歳入の国保税は5億4,000万円、1億4,000万円ほどの差額があるんですけども、それはどのように充当されるのかお伺いしたいと思います。

○副議長（土屋 元君） 答弁を求めます。植村市民課長。

○市民課長（植村 仁君） お答えいたします。まず、1点目の国保会計の予算額の減少の要因ということでございますけれども、これは先ほど市長答弁にございましたとおり、歳入で言いますと国庫支出金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、歳出で申しますと、後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、介護納付金の予算が千葉県のほうの国保特別会計の取り扱いになる、その要因が一番大きいものであると考えます。

2点目の、県への納付金の差額ということでございますけれども、納付金は、集めた国民健康保険税と、あと、税軽減分の繰入金等を加えまして、納付金として収めることになります。以上でございます。

○副議長（土屋 元君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） そうしますと、従来の税率に基づいて今回国保税が算出され、計上され、5億4,000万円、前年度比4.6%減という予算が示されているんですけども、これは、この税額を集めることで繰り入れられる繰入金、それらと合算をして6億8,000万円の納付金を満たすという予算が組まれたんだということで理解してよろしいでしょうか。

それと、歳入の中に繰越金が、今回非常に予算が少ない、ほとんどないような繰越金の計上額ですけれども、従来あった繰越金はどこへ行ったのかということも、あわせてお答えください。

○副議長（土屋 元君） 答弁を求めます。植村市民課長。

○市民課長（植村 仁君） お答え申し上げます。事業費納付金の関係でございますけれども、これは議員おっしゃるとおり、国保税と、あと繰入金を合算して、納付金として納めることとなる予定でございます。

あと、繰越金の関係でございますけれども、これは歳入歳出の関係で、8,000円ということで、見させていただきました。以上でございます。

○副議長（土屋 元君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 繰越金は現実に8,000円しかなかったということで理解してよろしいわけです

ね。

次に、3点目に伺った、保険者努力支援制度において、12項目、合計790点の配点の、いろいろな指標がありましたけれども、そのうち収納率に関しては、何点の配点になっておりますでしょうか。

○副議長（土屋 元君） 答弁を求めます。植村市民課長。

○市民課長（植村 仁君） お答え申し上げます。収納率向上につきましての配点は、790点中、100点となっております。以上でございます。

○副議長（土屋 元君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） そういう点数の評価を受けて、全国の中でも千葉県が何位で、その中でまた勝浦市がどういう順位にあるかということが答弁されたんですけれども、このように県、市で合わせて800億円の予算を、全国の県と、それぞれの市町村が配分を分け合う、そういう点数の評価に基づく得点によってですね。これで30年度の歳入予算が608万7,000円と今回予算案を提案されているんですけれども、608万7,000円の算出根拠というのはわかるんでしょうか。

○副議長（土屋 元君） 答弁を求めます。植村市民課長。

○市民課長（植村 仁君） お答えいたします。こちらは、各指標についての達成率を県のほうにお示ししまして、県のほうが、その点数に対して金額をはじき出しますので、これは県から示された数字ですので、算定方法は把握してございません。以上でございます。

○副議長（土屋 元君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 県が全国からの配分を受けて、そして、その配分をまた県内の市町村に、それぞれの得点によって配分したということのようですが、満点ならば幾らになるのかというのも興味のあるところですけれども、このよう形で市町村に配分されてくる指標、いろいろな指標がありましたけれども、その中に収納率も含まれているわけですけれども、私は、この収納の点で、次に、収納率を向上させるために、千葉県としても、全国から500億円、全体は800億円ですけれども、そのうち、なるべく千葉県に多く配分を受けるようにということで、収納率に関する取り立ては、県も含めて、県や市を駆り立てるような、そういうインセンティブとして働いてくるのではないかと思うんです。この点で、県では自動車税初め、独自に県税の収納のための実行部隊も持っていると思うんですけれども、勝浦市の収納班と、その県の機関が一体となって徴税を強めていく、そういう動きになるのではないかという懸念もするわけですけれども、実際、このような動きは、今後、県、市の収納率向上という点で、どういう変化をもたらすのか、お伺いしたいと思います。

○副議長（土屋 元君） 答弁を求めます。土屋税務課長。

○税務課長（土屋英二君） お答えいたします。従前より国保税徴収率向上に向けては、県の保険指導課の中で、税務診断のような形で、県内各市の取り組み状況を比較したり、県の税務課で持っているノウハウとかを使いまして、こういうふうにしたらいいですよという指導は、3年に1回とか、定期的に受けはおります。私ども、その調整交付金のインセンティブがあるから、保険税を、徴収率を上げていくんだという、税務課あるいは徴収班の業務意識としてはそうではなくて、税は、より公平であるべき、市民から信頼を得て公平、公正に集めていくべきという使命感で頑張っておりますので、ニンジンがぶら下がっているから、それにめがけて取っていこうというようなプレッシャーを受けてやっているというものではなく、徴収率の向上に向けては、日々

取り組んでいるところでございます。以上です。

○副議長（土屋 元君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 先に進みたいと思いますけれども、5点目に伺いました、60%から70%という給付費のベースでの公費負担の比率が、かつてあったわけです。今それが50%になって、ずっと長くそれが続いているわけで、ここに国保税がもたらす、国保税の構想的矛盾を解決でき得ない根本的な原因があると思いますので、この引き上げを国、県に強く求めるべきだということに対して、そのことを今後求めていくということをご回答いただいたわけですけれども、国や県にこれを今後強く求めていくのに、どういう場があるのか、お尋ねしたいと思います。

○副議長（土屋 元君） 答弁を求めます。植村市民課長。

○市民課長（植村 仁君） お答えいたします。全国市長会の要望等を、機会を捉えまして要望してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○副議長（土屋 元君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） この法定外の繰り入れについて解消すべきものというお答えとともに、実情に応じて、計画的な対応ということを答弁されたんですけれども、とにかく、引き続き法定外繰り入れを行う市町村は、かなり多く出てくると思うんです。激変緩和はされてはいますけれども、それでも、半分以上の自治体で大幅な引き上げ、3,000円、4,000円の引き上げというのを直接市民に行なうことはできないということで、従来どおりの法定外繰り入れを行う自治体は当然に生まれてくると思うんです。その自治体の判断を尊重すべきだということであって、勝浦市も当然に、今回引き上げを想定するような県の算出の発表ではありませんけれども、今後とも市民の負担と法定外繰り入れの関係については、他の市町村の判断を尊重すべきだと思いますので、そのことは言っておきたいと思います。

最後に申し上げた、均等割の引き上げをもとに戻すことと、第3子以降の均等割の免除についてですけれども、お考えがないということですけれども、現に埼玉県のふじみ野市では、今年4月から、第3子以降の均等割、18歳未満の第3子以降について、全額免除という政策を実施するということですけれども、制度上、これは実施できないというものではないと思うんです。そういう選択をするかどうかは市の判断ではあると思いますけれども、制度的にそういったことはできないということはないと思いますけれども、確認しておきたいと思います。

○副議長（土屋 元君） 答弁を求めます。土屋税務課長。

○税務課長（土屋英二君） お答えいたします。議員ご指摘のとおり、制度的にできないものではないですけれども、均等割の7割、5割、2割軽減のように、法定で軽減したものについては財政支援措置が交付税措置で一般会計からの繰り入れの分はされておりますけれども、先ほどのふじみ野市のような、市独自で行った場合には国の財政支援措置がないということから、厳しい財政状況の中では、勝浦市としては独自に行なう考えがないという回答となったものでございます。

なお、ふじみ野市につきましては、ご指摘がございまして新聞を調べてみたら、昨年11月に日本経済新聞に載っておりましたけれども、埼玉県内で初めての事例ということでございます。まだまだ全国的には事例としては少ないようですけれども、国保の根幹にかかわる制度ですので、これは本来、国で制度的に取り組むべき課題だらうと思いますので、先ほどの市民課長ではございませんけれども、子育て支援に向けた国保税のあり方については、市長会等を通じて要望項目の中に加えてまいりたいと思います。以上です。

○副議長（土屋 元君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） おっしゃるとおりだと思いますので、今後とも対応をよろしくお願ひいたします。

次に、第7期介護保険事業計画について伺ってまいりたいと思います。過去6期、2万7,500円の額から始まって、本期第7期は6万3,600円という基準額が示されております。2万円から6万円という大幅な、右肩上がりに上がってきたということでございます。そして、今回の計画において、この前の第6期の計画と比較しても、第6期計画で見込んでいた推計が、今回の実績を見ますと、その見込みには達せずに、実績としては、やはり右肩上がりには変化しているんですけども、当初の見込みよりも下がったというのも事業によっては見受けられますので、この見込額が、全体としてはやや多目に見込んでいるのかなという印象も受けるんですけども、今回第7期計画の中において、全体としては高齢者の人数は減るんだけれども、要介護認定の認定者は増える。団塊の世代が後期高齢者になるまでの平成37年までは要介護認定者が増え続ける。高齢者全体は少なくなったとしても、要介護認定者は増えていく。だから、平成37年の団塊の世代が後期高齢者になるところまでは、先ほどの右肩上がりが、引き続きずっと右肩で上がり続けるという推計だと思うんです。その中で事業量を見込まれて今回介護保険料に反映されたということかと思うんですけども、全体としては、その見込みが多目に見込まれているとか、あるいは、特別養護老人ホームにおきましても、勝浦市内ではないけれども、近隣の市で特別養護老人ホームの建設があって、そこに勝浦市民が入所することが想定されるので見込額を計上したという、そういう取り扱いもあるわけですけれども、見込額と今回の保険料の変更との関係が、過剰ではないのかどうか、適正なものなのかどうかお伺いします。

○副議長（土屋 元君） 答弁を求めます。大森介護健康課長。

○介護健康課長（大森基彦君） お答え申し上げます。まず第6期のほう、平成27年度から29年度までの計画値と実績、要は決算額でございます。これは直接保険料に係ります保険給付費、地域支援事業費で見ますと、27年度におきましては計画値の94.4%、平成28年度が90.7%、29年度はまだ実績は出ておりません、見込みということになりますが、87.7%ということで、第6期におきましては、計画値と実績を勘案しますと、計画値まで達していなかったというようなところが見られます。

では、30年度はどう見込んだかといいますと、これは計算方式がございますが、27、28、29、まず機械による計算の数値と、27、28、29を確認した上で計算してございます。ですので、これについて申し上げますと、6期と7期の計画値で見た場合は、平成30年度におきましては91.5%、31年度におきましては95.0%、32年度におきましては99.6%ということで、計画値で比較しますと下がっていることになります。ただ、これを決算額で見た場合、実績と比較しますと、30年度で104.3%、31年度で108.4%、32年度で113.5%、これはいざれにしても29年度との比較でございますが、上がっていることになります。ですので、実際、今回の見込みに当たりましては、計算された数値をさらに精査いたしまして見込んだところでございます。ですので、今回の給付の保険料のもとになります介護給付費、また地域支援事業費につきましては、適正に計算されているものと考えております。以上でございます。

○副議長（土屋 元君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 今回提案されております30年度の介護保険特別会計の予算総額が、前年度比

で9.4%減になっているわけですけれども、このうち保険料につきましては5.3%の増、ところが、給付費が9.4%の減ということなんです。この要因は何なんでしょうか。

○副議長（土屋 元君） 質問の途中であります。午後2時10分まで休憩いたします。

午後1時56分 休憩

午後2時10分 開議

○副議長（土屋 元君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。大森介護健康課長。

○介護健康課長（大森基彦君） お答え申し上げます。予算上がマイナス9.4%であるのに、なぜ保険料を上げなければならないかということでございますが、介護保険料の決め方につきましては、第7期につきましては、平成30年度から平成32年度までの給付費等を見込みまして、その間に必要な保険料は幾らかというのを計算するということでございます。平成29年と平成30年を比較してどうこうというわけではなく、その3年間の見込みに基づきまして計算するということでございます。

それで、第7期、第6期の比較でございますけれども、保険給付費のほうは減っておりますけれども、地域支援事業費のほうは増加しております。もう一つ、介護保険料、介護保険制度の財源構成につきましては、保険料分といたしまして、第2号被保険者分と第1号被保険者分が、それぞれ負担する分がございます。第6期につきましては、第1号被保険者が22%、第2号被保険者が28%であったのが、今度は第1号被保険者が23%に、1%増加となります。そうなれば、本来でしたら65歳以上の人口が増えればいいのですけれども、勝浦市におきましては、先ほどご説明したとおり、第1号被保険者の数字は減少ということになります。つまり、第1号被保険者の分が、人数が減っているにもかかわらず、第1号被保険者で負担する分が1%アップということ、そういういった増加要因がございまして、今回5,300円という計算になったところでございます。以上でございます。

○副議長（土屋 元君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 次に、介護保険料の滞納者の問題ですけれども、介護保険は年金から天引きということで特別徴収されているわけですけれども、いわゆる年金額が年額で18万円未満の方に限って普通徴収がされておるわけで、その方々の中で2年以上の滞納者が42名もいらっしゃるということで、驚くわけですけれども、これらの方々に対する減免措置ですけれども、生活保護基準ぎりぎり上回る所得状態の人が、介護保険料を取られることで生活保護基準以下となる場合に、保険料を免除する、そういう境界層措置というものがあると思うんですけれども、この適用は、こういう方々には適用されないのでしょうか。境界層措置はどのように適用されているのか、お伺いしたいと思います。

○副議長（土屋 元君） 答弁を求めます。土屋税務課長。

○税務課長（土屋英二君） お答えいたします。介護保険における境界層措置については、サービス利用を受けて自己負担金を払った場合の取り扱いでございまして、保険料納付に関しては境界層措置の取り扱いはないというふうに承知しております。以上です。

○副議長（土屋 元君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） いや、私の認識では、保険料が徴収された場合に生活保護基準以下になる場

合には保険料免除という措置があるはずなんです。それは確かめていただいて、もしそのことが適用されていないということであれば重大なことだと思いますので、制度上、そういう制度があるにもかかわらず勝浦では一切適用していないということになりかねない事態だと思いますので、早急な調査をお願いしたいと思います。

続いて、65歳以上の障害者に対する介護保険優先原則ですけれども、これは自己負担が発生する場合があると思うんです。今まで障害福祉では無料だったにもかかわらず、介護保険で受けたために有料、そういうケースが発生すると思うんですけれども、それはどう解決するのかということを伺いたい。

○副議長（土屋 元君） 答弁を求めます。大森介護健康課長。

○介護健康課長（大森基彦君） お答え申し上げます。65歳、共生型サービスの件でございます。この共生型サービスの件につきましては、今まで、障害者は障害者、障害者が65歳になった場合は、介護保険優先になりますので、その施設から出て介護保険施設のほうに移らなければならない。そうなりますと、使い慣れたところのサービスが継続してできなくなるからということで、今度それを、それぞれ、障害者施設は介護保険施設の認可をしやすくしよう、逆に、介護保険施設は障害者施設の認可をしやすくしようということで、使い慣れたところで対象者の方がずっと使えるようにしようというところでございます。確かに、介護保険のほうに移った場合につきましては自己負担が発生します。ただ、これは現行の制度におきましても発生していることでございますので、これにつきましては、このまま通常どおり、この方式でいければと考えております。

もう一つ、先ほど境界層措置の話がございました。あれにつきましては、勝浦市も制度自体はございますが、ただ、現在、該当する方はいないというふうに記憶しております。しかも、この境界層措置を適用される場合につきましては、介護健康課だけではなく、税務課、福祉課と3課でやらなければならないところでございますので、必要に応じて、適正に対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（土屋 元君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 私、介護保険料の滞納者42名の方々、年金額が年額18万円未満という方々ですでの、この方々の中に一人も境界層措置が適用されない、そういった人は一人もいないというのは、にわかに信じがたいと思います。徹底的な捕捉をすべきだと思いますので、これら42名の方々の状態をきっちり聞き取って、境界層措置が適用できる方がいらっしゃるんじゃないかと思いますので、適切な対応をお願いしたいと思います。

それから、介護保険優先ということで、無料だったものが有料になるということは起こり得ますので、そういう矛盾は、介護保険優先原則をやめれば解決するわけです。65歳になったから介護保険も利用できる、そういう年齢になった、今までどおり障害福祉も受けられる、どちらか選択してくださいということでいいはずですけれども、あえて介護保険優先原則というものを定めたがゆえに、そういう矛盾が生じるということだと思います。

それから、現行、5割、5割で、保険料負担と公費負担が5割になっていることは適正だという答弁だったんですけれども、適正かどうかをお尋ねしたわけではなくて、5割が6割、7割と、6割に当面は引き上げることが必要だ、でないと、右肩上がりにどんどん保険料を上げていくか、あるいは介護サービス内容を劣悪なものに質を下げていく、そういうことでしか保険料負担は抑制できなくなってしまうわけです。あくまでも保険給付を充実させながら、その負担を軽減して

いくには、公費負担割合を現行の5割から少しでも引き上げていく、当面6割に引き上げることが大事ではないかということを申し上げたんですけれども、それを国、県に求めるべきだと思うんですが、改めて見解を伺います。

○副議長（土屋 元君） 答弁を求めます。大森介護健康課長。

○介護健康課長（大森基彦君） お答え申し上げます。現行の公費5割、保険料5割という制度でございますが、これは介護保険制度自体が、税による下支えではなく、社会保険方式、いわゆる対象となる方がお金を出し合って、まずは運営しましょうということが原則になるというふうに考えております。それに伴って、公的にも一定の責任があるということで、そこに公費が投入されているという形で運営されるものと理解しております。確かに、今回も介護保険料を上げるような形で予算を提案してございます。ですので、確かに右肩上がりは事実でございますが、そういうことの中から負担割合の引き上げという話も出るかと思います。こういうことにつきましては、これは国の制度でございますので、そういう動向を注視しながら対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（土屋 元君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 残りが15分なので、とにかく、国に対して、動向を見守るのではなくて、今や、介護保険の現場の状況を伝えて、この事態を解決するのには公費負担割合を引き上げることが差し迫って必要になっているということ、そういう現場からの声を上げるべきだと思います。とにかく、このままにしておけば、それこそ保険利用料を2割にするとか、要介護3以上の方々でなければ保険給付は受けられない、あとは市町村が行う総合事業で、それぞれの市町村が提供する水準による、そういうものになってしまふということですので、保険としての介護保険を全国で維持していく上では、公費負担の引き上げがもう避けられないという状況にあると思いますので、そのことを国、県に求めていただきたい。

水道料金を、残された時間で伺いますけれども、この前、議員に対する説明がありまして、7カ所の浄水場のうち、大野浄水場、音羽浄水場、横山浄水場が廃止をされ、4カ所が存続するということでしたけれども、存続する浄水場について、名前で教えてください。

○副議長（土屋 元君） 答弁を求めます。大野水道課長。

○水道課長（大野 弥君） お答え申し上げます。勝浦市の佐野浄水場、いすみ市の山田浄水場、大多喜町の面白浄水場、御宿町の御宿町浄水場、以上、4団体、それぞれ1つずつ浄水場は残る形になります。以上です。

○副議長（土屋 元君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） そうしましたら、今後廃止される浄水場から給水を受けていたそれぞれの各家庭に対しては、水道水はどこから給水されることになるのか。それは利根川からの受水のもので賄うことになるのかどうか、それをお伺いします。

○副議長（土屋 元君） 答弁を求めます。大野水道課長。

○水道課長（大野 弥君） お答え申し上げます。廃止される浄水場に伴って、今までその浄水場から供給を受けてた地域への配水ですけれども、今の構想の中では、近くの浄水場から配水管を通して供給する形、あるいは、あの2カ所については、配水管を布設して広域水道の水を受水する形、そういう形で補給されるということで認識しております。以上です。

○副議長（土屋 元君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 今後、大規模地震が想定されるわけで、刻々とその可能性が高まっていると言つてもいい状況ですので、いわゆる広域、利根川からの受水がストップした場合、どう貯って、災害時にどう対応するのか、節水を極力高めるとか、いろいろな対応が起こると思いますけれども、自己水源を確保しておくというのは非常に大事なことだと思うんです。7カ所の浄水場が4カ所になることについては、大変大きな変化であろうと思いますけれども、その辺の是非については、今後の協議の中でもしっかりとなされる必要があると思いますけれども、これは今後の協議にも非常に重要なテーマになってくるのではないかと思いますけど、いかがでしょうか。

○副議長（土屋 元君） 答弁を求めます。大野水道課長。

○水道課長（大野 弥君） お答え申し上げます。浄水場の統廃合については、南房総広域水道の受水、通常は安定した水なので、その受水を最大限有効活用するという形、これから、夷隅地域、安房地域、それぞれ給水人口は減るという数字も出ておりますので、給水人口が減っていって、南房総広域水道の施設を使って、受水で全て貯えればいい、そういう観点も一つありますが、議員がおっしゃるとおり、南房総広域水道の施設が何かあったときに大変なことになるということで、非常時の災害への対応を踏まえて、各市町に浄水場を残すというような、そういうことで今この構想の中でも議論されていると理解しております。以上です。

○副議長（土屋 元君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 有収率についてお伺いしたいと思いますけれども、いすみ市、大多喜町、それぞれどういう努力がなされているかというご紹介がありました。御宿町について、どんなふうにして95%を達成したのか、ご紹介がありませんでしたけれども、ここは、四六時中メーターを点検して、その細かな変化で漏水を発見して対応しているというふうにお聞きしたことがあるんですけれども、こういう日常的な努力で漏水箇所はいち早く発見をし、それに対応しているということだろうと思いますので、大いに参考になるのではないかと思いますので、御宿町からも大いに学んで、早速、勝浦市でもそれを生かしていただきたいと思います。

当面、どういうところまで引き上げたいと、今75%という有収率ですけれども、目標は持っておられるのでしょうか。

○副議長（土屋 元君） 答弁を求めます。大野水道課長。

○水道課長（大野 弥君） お答え申し上げます。有収率については、平成28年度決算で75.8%と、27年度決算に比べて1.1ポイント減少して、改善しなければいけない大きな問題であると認識しております。平成29年度においても、今非常に厳しい状態が続いておりまして、平成30年度の予算積算に当たっては、まずは75.8%、平成28年度の状態に戻すようなものを目的に考えております。以上です。

○副議長（土屋 元君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 統合のスケジュールは答弁をいただきましたけれども、受水費が引き下がるのは、県営水道と用水供給事業体とが統合するということが、経営統合のみならず、事業統合が完了した後だろうと思うんです。その辺が平成36年度がめどというふうに理解をいたしましたけれども、そこに向けて、水道料金の引き下げの問題と同時に、今起こっていることを速やかに市民にお知らせすることが必要だと思うんですけれども、勝浦市民への周知につきましては、ほかの2市2町とも足並みをそろえてというご答弁ですけれども、勝浦だけが先走ってということは

必要ないわけですけれども、2市2町ともに、今の段階で全ての市民、町民にお知らせすべき段階ではないかと私は思うんです。そういう点では速やかに、今こういう合意ができる、基本構想ができる、そして来年度8月をめどに覚書の締結に向かっておりますということを、一斉にお知らせすべきではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○副議長（土屋 元君） 答弁を求めます。大野水道課長。

○水道課長（大野 弥君） お答え申し上げます。末端給水事業の統合については、現在、南房総広域水道企業団を事務局に、研究会等で構想を作成しまして、今回でき上がったんですが、この計画については勝浦市単独でやっているわけではございませんので、関係市町と、今、情報交換する中では、まだ市民への周知をしたところはないと。議員の方には、私が知っている範囲では、説明会を開いたということは聞いておりますが、市民周知は今の段階ではしていないということなので、先ほど市長答弁にもありましたとおり、今後、関係市町と情報交換しながら、歩調を合わせた対応を今はとるべきではないかと考えております。以上です。

○副議長（土屋 元君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） これは、2市2町とも足並みそろえて、いち早く市民や町民にお知らせすべきと思うんです。議員に知らせたということは、市民に知らせることと同じこととして取り扱っていただきたいと思うんです。議員に知らせたから、それでよしというわけにいかない。同じように市民にもお知らせする段階が来たというふうに認識していただきたいと思います。

水道料金の引き下げについてですけれども、期間が限られている、平成36年をめどということなので、ごく限られた期間、今までずっと営々と、県内一高い水道料金を勝浦市民は負担してきたわけですので、これを、統合が完了するのを待つのではなくて、その前に、今ある制度、高料金対策補助金を使える期間において、限られた期間ですので、ぜひ引き下げを行うべきだと思いますけれども、なぜ期間を限ってでもやれないのかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○副議長（土屋 元君） 答弁を求めます。大野水道課長。

○水道課長（大野 弥君） お答え申し上げます。一般会計からの繰り出しについては、先ほど市長答弁があったように、市税の継続的な増加が見込めない中、これから勝浦市総合計画・後期基本計画、あるいは第3次実施計画に掲げた事業を着実に実施していくためには、今後も厳しい状況は続いている、そういう厳しい財政状況がある。あと、水道事業会計の場合は、地方公営企業法の適用を受けまして、独立採算制というんですか、受益者負担という大原則がありますので、今後も水道料金の収入を主に、市の財源として健全経営に努めていきたいと考えております。以上です。

○副議長（土屋 元君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） これは市長のトップの判断で、やるか、やらないかということになるわけですけれども、私は、財源が見込めないということで、ずっと市民に対して県内一高い水道料金のご負担をお願いしてきた。何年もの長きにわたる市民への負担で、そういう点では市民はもう慣れちゃっているというふうに思えなくもないですけれども、そういう市民の労苦に応えて、たとえ5年、6年というわずかな期間であっても、水道料金の引き下げを市として行って、そして市民の長年のご負担に、わずかであってもお応えする、報いることが必要だと思いますので、改めて、そのことは市長に強く求めたいと思います。ご答弁は結構です。

以上で、私の一般質問を終わります。

○副議長（土屋 元君） これをもって藤本治議員の一般質問を終わります。

○副議長（土屋 元君） 次に、戸坂健一議員の登壇を許します。戸坂健一議員。

[7番 戸坂健一君登壇]

○7番（戸坂健一君） 皆さん、こんにちは。本議会一般質問のトリを務めます、会派、新創かつうらの戸坂健一と申します。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問を始めさせていただきます。

今回の質問テーマは、大きく分けて3点あります。1つ目は津波避難訓練の充実について、2つ目は消防団サポート制度の導入について、3つ目は先進コンテンツ技術による地域活性化促進事業の活用についてであります。それぞれ項目を分けて質問をさせていただきます。簡潔明瞭な質疑を心がけますので、いましばらくおつき合いを願います。

まず、1つ目の大きなテーマ、津波避難訓練の充実について伺います。

勝浦市では、東日本大震災の教訓を踏まえ、年に1度、大津波を想定した津波避難訓練を行っており、平成29年は10月29日に実施されました。千葉県東方沖地震や南海トラフ地震による津波の可能性が高まっている今、行政と市民とが一体になって、実践的かつ充実した津波避難訓練を行う必要があります。特に、今後想定される南海トラフ地震については、去る2月9日、政府の地震調査委員会が、東海沖から九州沖に伸びる南海トラフにおいて、マグニチュード8から9の巨大地震が30年以内に発生する確率について、今年の1月1日時点で、これまで70%であったものを、70%から80%になったとの評価を発表したところであります。予想される津波の最大波高は、高知県、静岡県で最大34メートル、勝浦市においても最大6メートルという予測値が出ております。まさに官民一体となった、待ったなしの対策が望まれているところであります。そうした状況の中で、より実践的な津波避難訓練の実施が肝要と考えます。

現在、勝浦市で行われている津波避難訓練については、現状では参加者も少なく、また訓練時間も短く、訓練方法そのものの見直しだけでなく、津波避難訓練に対する評価、反省、そうした方法も含めて、改善が望れます。平成28年12月議会においても同様の趣旨で質問を行いましたが、その後の改善状況や、今後の避難訓練実施に際しての改善案などをお聞きします。

まず、質問の1つ目ですが、ちば地震防災ガイド及び勝浦市消防団安全管理マニュアルにのっとった訓練の実施の必要性について伺います。平成28年12月議会での一般質問のご回答において、今後は、ちば防災ガイド、あるいは勝浦市消防団安全管理マニュアルを訓練に取り入れる旨のご回答をいただきましたが、平成29年度の訓練においては改善がされておりませんでした。課題整理や調整等が必要になってのことと思いますが、津波避難訓練の充実に向けて、これまでどのような改善がなされたのか、また、今後どのような改善策を図っていくのか、改めて市のご見解を伺います。

2つ目として、自主防災組織との連携について伺います。自主防災組織が主催する避難訓練について、行政として、しっかりと実態把握をして、より実践的な訓練を促すべきではと考えます。そこで、自主防災組織の訓練回数や内容の実態について、現状を把握している部分について教え

てください。また、今後、より一層の自主防災組織の訓練充実に向けた策があれば、伺います。

3つ目として、内閣府、県、市共催の避難訓練の実施について伺います。災害応急対応と連携の強化を図り、安全で安心な生活を確保するために、内閣府は、各都道府県、各市町村と共に形で大規模な津波避難訓練を実施しております。近年の近隣市町村の例で見れば、平成26年度にいすみ市が、平成29年度に銚子市が、こうした大規模な避難訓練を実施しております。そこで、勝浦市も、大規模災害に備えた実践的な避難訓練として、内閣府、千葉県、勝浦市の共催での津波避難訓練を実施すべきと思いますが、市のお考えを伺います。

4点目として、防災危機監理監の登用について伺います。近年、各種災害の多様化や激甚化、また、全国瞬時警報システム、Jアラートへの対応など、総務課が対応しなければならない業務が大幅に拡大をしております。そこで、勝浦市の防災体制を強化するためにも、国の地域防災マネージャー制度を利用し、防災危機監理監を登用してはどうかということで質問をいたします。

そもそも、防災マネージャー制度とは、ご存じのとおり、近年、全国各地で頻発する豪雨災害、土砂災害や、その他地震等の災害に対応するために、地方公共団体が防災の専門性を有する外部人材を監理監として採用配置するに当たり、これに必要となる知識、経験等を有する者を地域防災マネージャーとして、本人からの申請に基づき、内閣府が証明する制度であります。地域防災マネージャーを防災監等として地方公共団体が採用する場合には、その経費の半分が交付税の対象となります。勝浦市のさらなる防災体制の強化に向けて、また、Jアラート発令への対処など、新たな脅威に対応するためにも、勝浦市で防災危機監理監を登用すべきと考えますが、市のお考えを伺います。

次に、大きな項目の2点目、消防団サポート制度の導入について伺います。

近年、少子高齢化が進行する中で、地域防災のかなめである消防団の活動は厳しさを増しています。私自身、現役の消防団員として、地元の消防団に所属しておりますが、この4月から、来年度からは定数割れという状況にあります。こうした状況の中で、消防団活動を地域ぐるみで応援をしていく、消防団員サポート制度を導入する自治体が増えております。自治体や消防団が作成、交付したステッカーやのぼりをサポート店に掲示をすると、あるいは消防団員証をサポート店に掲示をすると、消防団員やその家族が料金割引等のさまざまな特典、サービスを得られるというものです。恩恵を受ける消防団員と家族はもとより、サポートするお店側も新規顧客の開拓につながったり、あるいは地域貢献の店として市民からの評価も得られるというメリットが成り立つ制度であり、防災を地域ぐるみで応援していく制度になり得ます。

そこで質問いたします。勝浦市においても、この消防団サポート制度の導入と団員証の交付をすべきと考えますが、市のお考えを伺います。

大きな項目の3点目です。先進コンテンツ技術による地域活性化促進事業の活用について、伺います。

経済産業省の先進コンテンツ技術による地域活性化促進事業という事業がございますが、これは、先進技術を地方活性、地方創生に活用した場合に補助金がおりるというものであります。具体的には、いわゆるVR仮想現実やAR拡張現実、あるいはドローン、AIというような先進的な技術を使って、地域に関する製品、サービス、観光、スポーツ等々の魅力をプロモーションし、地域活性化に資するコンテンツ制作をすることで、先進コンテンツ技術に係る最適な活用方法を取りまとめ、普及を行い、コンテンツ産業の振興と地域活性化を図ることを目的とした事業に対

しての補助であります。平成29年度は、実績として、1件当たり1,000万円、最大補助率3分の2を補助をしたということであります。平成29年度の採択件数は14件ということでありました。

ここで、議論の前提としまして、VR、ARについて、簡単に説明をさせていただきます。バーチャルリアリティー、仮想現実とは、いわゆるゴーグルをかぶりますと、そこに自分が立っているかのような感覚を得られる最新機材であります。例えば、ダイビングができなくても、ゴーグルをかけると、自分が海の中にいる、360度見渡すと、自分が深海の中にいるというような体験が可能になります。また、AR拡張現実は、昨今で言いますと、平昌オリンピックの開会式あるいは閉会式等で、テレビを通して会場に雪が降るような演出、あるいは、昨今話題になりました、ポケモンGOといった、カメラを通して、そこにポケモンがいるように見える演出、そういうことを拡張現実ということで取り入れている技術のことであります。

そこで、質問をいたします。幸いなことに、ここ勝浦市には、さまざまなアイデアを持った中小企業が、非常にユニークで有益な提案をもらってくれています。例えば、先日、東京のベンチャー企業が、勝浦市バーチャルリアリティー企画として、最先端のVR技術を用いた地域活性化ということで、VR空間上に明治・大正期の活気ある勝浦のまちを再現し、まちの歴史を市民に伝え、郷土への慈しみを育み、地域の活性化につながる作品をつくりたいということで提案がありました。また、ドローンに関しては、ドローンを使って、勝浦市でドローンレースをしたいという提案もございました。こうしたアイデアがあるのは、ここにおられる課長の皆さん方のご活躍、あるいは同僚議員の皆さん方のご活躍によって、勝浦市という名前が全国的に売れてきたからということも言えます。しかしながら、こうした先進的な技術があっても、市としては、厳しい財政、企業としても自治体のバックアップなくしての実現は難しいという状況にもあります。

そこで、平成30年度、来年度の先進コンテンツ技術による地域活性化促進事業の採用に向けて、本市においても、この制度の導入を図り、さまざまな先進コンテンツを利用した地方活性の実現に向けて動いていくべきと考えますが、市のご見解を伺います。

以上で、登壇しての1回目の質問を終わります。

○副議長（土屋 元君） 答弁を求めます。市長、猿田寿男君。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいまの戸坂議員の一般質問に対しお答え申し上げます。

初めに、津波避難訓練の充実について申し上げます。

1点目の、ちば地震防災ガイド及び勝浦市消防団員安全管理マニュアルに沿った訓練実施に向けての市の考え方についてであります。本市の消防団員安全管理マニュアルは、消防団員の命を守ることを最優先とする、消防団員がみずから命を守ることによって多くの命が救われるという基本的な考え方のもと、平成27年3月に策定しまして、消防団員に周知したところでございます。避難訓練については、地域によって、実施方法や消防団員の対応などが異なることから、今後は、訓練実施に向けて、地元住民への訓練参加の周知や、消防団員の対応に対する理解など、自主防災組織や区長及び消防団と協議をして、実施してまいりたいと考えております。

2点目の、自主防災組織との連携についてであります。平成29年度の訓練回数と内容について申し上げますと、大森区においては土砂災害の避難訓練、墨名区においては津波避難訓練を合計2回、本市主催の一斉津波避難訓練を1回実施いたしました。

また、自主防災組織の充実に向けた策につきましては、自主防災組織とは、災害が発生したと

きに、被害を最小限に防止し、または軽減するため、地域住民が初期消火、避難誘導、救護等の活動を行うための組織というふうに定めておりまして、現在、本市における組織団体数は15団体、世帯カバー率が約57%であることから、今後は、さらに組織数の増加を図るとともに、今いろいろお話ありましたように、特に津波被害が予想される沿岸地域に対し、避難訓練などを通して、組織設置の必要性をご理解いただいて、お願いしてまいりたいと考えております。

3点目の、内閣府、県、市共催の避難訓練実施についてであります、大規模災害を想定した訓練は、住民の減災への備えを強化するとともに、住民及び防災関係機関等が緊密な連携をとり、一体となって災害に立ち向かうことが大切であることから、行政機関や住民にとって必要な訓練と思われ、近隣の市では、今お話に出ましたように、いすみ市が平成26年に実施しております。

また、これとは別に、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、横浜市、川崎市、相模原市、千葉市、さいたま市、いわゆる県と政令市で組織しております九都県市合同防災訓練というのがございまして、千葉県においても、毎年各自治体で開催されていることから、本市におきましても、合同防災訓練の実施に向けて、県と協議してまいりたいと考えております。

4点目の危機監理監の登用についてであります、先ほど出ていました地域防災マネージャーということで、これは、自治体における防災計画の作成、防災訓練の企画及び実施等、さらには、災害が発生した場合における自衛隊などの実動機関との調整など、幅広い防災業務への対応ができるから、登用の必要性は感じております。

本市におきましても、東日本大震災の教訓を受けて、防災監理監として、平成25年度から3年間、任期付職員を雇用し、防災計画の見直しや避難路の整備、また、防災訓練を通じた住民の防災意識の向上など、一定の成果を挙げた実績がございますので、今後、組織や事務分掌などの見直しとあわせ、検討してまいりたいと考えております。

次に、消防団サポート制度の導入について申し上げます。

サポート制度を実施している自治体の例を見ますと、主に地元の商店が消防団員に対して、商品の割引や粗品をプレゼントするなどの優遇措置がございます。このような行為については、金品の寄贈または供應接待を受け、またはこれを請求することを禁止する勝浦市消防団条例第11条第5項第4号の規定に抵触するおそれもあることから、今後、実施内容について、調査研究してまいりたいと考えます。

なお、これとは別に、サポートの一つとして、火災や災害等が発生した場合、消防団員が勤務している事業所に対し、消防団業務を優先していただくようご理解をいただき、お願いしてまいりたいと考えております。

また、団員証の交付についてであります、消防団員が職務の執行に当たり、団員であることを示す必要性も考えられることから、今後、消防団役員会議及び消防委員会において検討してまいりたいと考えております。

次に、先進コンテンツ技術による地域活性化促進事業の活用について申し上げます。

先進技術である、先ほどございましたように、VRやAR、ドローンなどを用いた地域活性化とのご提案でございますが、このようなVRやARなどは、今の情報化社会の中でも、まさに最先端技術ということで、まだまだ実体が見えない部分も多いと感じておりますが、これらの分野は、日進月歩で今後もますます進化していく中で、さまざまな部門への展開、応用において大きな可能性を秘めておると考えております。実際、昨年の夏に、キュステにおいて、バーチャルリ

アリティーの戦艦大和の搭乗体験の機会をいただきました。また、その後、戸坂議員からお話しありましたように、大正とか昭和初期の町並みのVR等につきましても、私も見せていただきました。その迫力や没入感に興奮と感動を覚えた記憶もございます。

これまでVRやARは、エンターテインメントの枠の中で商業的側面が強い感がございましたが、世界に誇れる高い技術を用いて、地域の活性化に向けての観光振興、中でも雨天時の朝市や海中公園センターでの催しとして活用できないか、また、学校教育や社会教育、特に郷土資料などの観賞、あるいは防災対策など、公共的、公益的な面での効果的な利活用の具体的なアプローチがあれば、今後、研究してまいりたいと考えております。

なお、レベルやスケール感的には、かなり劣るかと思いますが、当市の観光アプリにおいて、官軍塚、遠見岬神社、八幡岬公園などでARを試行運用しておりますので、一度ご覧いただきたいと思います。

以上で、戸坂議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○副議長（土屋 元君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○7番（戸坂健一君） それでは、まず1点目の津波避難訓練の充実について、再質問を行います。

平成29年度の10月29日の訓練においては、私も現役の消防団員として訓練に参加をいたしました。そのときに班長から指示をされたのは、私は浜勝浦ですので、浜勝浦のマンション、シーフレアが避難所になっております。マンションの駐車場に、集合時間に、消防服を着て来てくれということでありました。ですので、サイレンが鳴る時間までそこで待機をして、浜勝浦の住民の皆さんのがその避難所に上がってきてくれるのを、監視というか、状況を把握するという任務がありました。しかしながら、先ほど市長のご答弁にもありましたとおり、消防団の安全管理マニュアルによれば、まずは消防団員が命を守ることが最優先という内容になっているかと思います。ですので、安全管理マニュアルと実際の訓練が、そこが出てるというふうに感じております。しかしながら、先ほどご答弁にもあったとおり、消防団の各班あるいは各分団によってさまざまな対応があるということありますので、こちらは勝浦市主催の訓練でありますので、こうした各班あるいは各分団のいいところを吸収して、次年度以降の津波避難訓練に生かしていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

○副議長（土屋 元君） 答弁を求めます。酒井総務課長。

○総務課長（酒井清彦君） お答えいたします。今の消防団員安全管理マニュアル等にのっとった実動的な、実質的な避難訓練ということは、まさに私もそのとおりだと感じております。特に、消防団と申しますのは、本来、避難誘導というものは必要な実務とは考えますが、さきの東日本大震災の教訓を受けて、あのときにも残念ながら消防団員が活動中にお亡くなりになっております。そのようなことも受けて、確かに消防団員も誘導しなければいけないんですが、このマニュアルにおける方法は、出動時間から安全時間までの時間を勘案して、それらを差し引いた時間帯だけに消防団活動、それは避難をする避難誘導をするというようなことになっております。ですので、このマニュアルにつきましては、先ほど市長の答弁にもございましたように、平成27年3月に策定して、各分団、各班にも、このマニュアルは全て配付しております。一部の分団におきましては、避難訓練のときには、それらのマニュアルに沿って避難訓練も行っているというふうにも聞いておりますので、今後は、答弁にもございましたように、自主防災組織や地元の区長さんや、また住民たちにも、消防団の活動という方法をご理解いただきながら、実働的な訓練というのを、

改めて皆さんにご承知いただいた中で実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（土屋 元君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○7番（戸坂健一君） ありがとうございます。まさに課長のおっしゃるとおりで、消防団員のマニュアルを拝見しますと、まず、活動時間についての規定が詳細に書かれてあります。発生から消防団員が準備をして現場まで行く、そうした状況の時間等も詳細に書かれているんですが、例えば想定する訓練が千葉県東方沖地震であった場合は、津波の到着まで10分ない場合というのも想定されます。そうすると、消防団員はどう動けばいいのかということに混乱が生じかねない。逆に、南海トラフの地震を想定した場合には、津波の到着まで、勝浦の場合は約42分となっておりますので、消防団員が活躍できる場面も想定できると思います。ですので、今後は、津波の避難訓練に当たっては、例えば、その避難訓練が東方沖地震を想定したものなのか、南海トラフ沖地震を想定したものなのか、テーマを絞って、想定時間もきっちり決めて、消防団員がどう動くのかということを周知した上でやっていく必要があると感じております。これは意見にとどめておきます。

質問ですが、これまでの勝浦市主催の津波避難訓練の参加者数の推移というものが、直近の年度でわかれば、教えていただきたいと思います。

○副議長（土屋 元君） 答弁を求めます。酒井総務課長。

○総務課長（酒井清彦君） お答えいたします。平成29年度ですが、津波の避難訓練に関しましては、墨名区が行っております。このときには、報告ですと、約260名の参加者のもと、避難訓練を実施されました。あと、昨年10月29日に、一斉の避難訓練、これは沿岸地域の区でございますが、これにつきましては768名の報告がありました。これらの方が参加しての避難訓練を実施しております。また、これは津波とはちょっと違いますが、先ほど答弁の中で大森区が土砂災害の避難訓練をやりましたが、大森区につきましても、約70名の参加者のもと、避難訓練を実施しております。以上でございます。

○副議長（土屋 元君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○7番（戸坂健一君） 先日、1月半ばでありますが、県南市議会議長会の議員研修会ということで、「最近の大規模災害に学ぶ」というテーマで、防災危機管理アドバイザーの山村氏の講演を議員全員で聞いてまいりました。その中の一つの言葉というか、大きな話題の一つとして、各地域が行っている防災訓練をより有効にするためにはどうしたらよいかというテーマで、少しお話をされていました。そのときいただいた資料にもマンネリ防災訓練からの脱却という、かなり厳しいテーマで書いてありますが、私が去年参加した平成29年10月29日のときには、浜勝浦の4部、5部、6部の方が避難をしてくるという想定がありました。しかしながら、実際に訓練としてシーフレアの駐車場まで上がってきてくれた方は3名だったかと思います。その前の年は5名から10名程度いたのかなと、正確な人数把握は忘れてしまったんですけれども、年々参加者数が少なくなっているという気がいたします。なぜかなと考えたときに、特に浜勝浦の場合は、10月というのはカツオが忙しい時期であります。そうした中で、浜勝浦にある魚関係の業者は、ほとんど参加が難しいという状況、水揚げのほうが大切だという状況が確かにあります。そうしたことでも踏まえて、今後、実践的な避難訓練をする際に、市内の事業所に対して参加を促すためにどのようにアプローチしていくのか、今後の津波避難訓練の際に、市内の事業所に対してどのように連携を図っていくのかということについて、もしお考えがあればお聞かせください。

○副議長（土屋 元君） 質問の途中であります、午後3時20分まで休憩いたします。

午後3時04分 休憩

午後3時20分 開議

○副議長（土屋 元君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。酒井総務課長。

○総務課長（酒井清彦君） お答えいたします。津波避難訓練等におきます各事業所等への周知でございますが、そもそも避難訓練と申しますのも、まず地元住民の皆様がそういう意識を持って行うということが大前提でございます。このような中、前回、教育長の答弁からもありましたように、平成30年度、宮城県石巻で実際に津波被害に遭われた方が、直接勝浦に赴きまして、実体験をお話ししていただけるということでございます。このような実体験を、リアルな形で聞いていただいて、本当に大変なんだなというのを、いま一度住民の方々に周知していただき、あわせて、行政のほうも、事業所に対しても、津波避難訓練の大切さと、実施等を周知して、お願ひしてまいりいたと考えます。以上でございます。

○副議長（土屋 元君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○7番（戸坂健一君） ゼひとも、よろしくお願ひいたします。津波避難訓練のより実践的な実施のためにも、事業所と情報交換を密にして、避難訓練日、あるいは時間、日時の変更等も含めて、できるだけ多くの方が参加できる避難訓練にしていただきたいと思います。

もう一個質問をしたいと思います。先日、勝浦市の消防団員向けだと思うんですが、私の所属する消防団の班のほうから、逃げトレという防災アプリを携帯にダウンロードしてくれというふうに言われました。どういうソフトかといいますと、自分が現在いる場所から、その市町村が設定している津波の避難場所まで、どういったルートで、何分かかるか、そのアプリを入れていると自動で測ってくれるというものです。実際に何名かの団員でやってみたんですけども、それによって、点数というか、スコアが出るので、非常にわかりやすいというか、こうしたアプリがあるのであれば、津波の避難訓練をより体験的にというか、自分の持っている携帯一つで、より実践的な訓練ができるなあというふうに感じました。こうした最先端のアプリを津波避難訓練にも取り入れて、団員の皆さんに、これを入れてやってくれと言うだけでも全然意識は変わってくると思いますので、今後、避難訓練に当たって、こうした防災アプリ、あるいは勝浦市が導入しようとしている防災アプリの活用も含めて、最先端の技術を使って訓練の実践を図っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（土屋 元君） 答弁を求めます。酒井総務課長。

○総務課長（酒井清彦君） お答えいたします。そのアプリにつきましては、国、県のほうが開発して行っているアプリでございます。また、今回、本市におきましても、平成29年度、防災アプリを導入いたしまして、この3月までには無事導入が終わる予定になっております。こういうアプリもあわせて、消防団員を初め住民の方々にダウンロードしていただいて、率先して避難訓練等にも活用していただけるような働きかけをしていきたいと考えております。以上でございます。

○副議長（土屋 元君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○7番（戸坂健一君） いざれにいたしましても、今実施している津波避難訓練は、まだまだよりいい避難訓練にできるポイントがたくさんあると思います。先日の県南市議会議長会での、その講

師の方がおっしゃっていたのは、参加者が低下して、参加意識が低いまま形骸化している市町村が非常に多い、また、訓練の狙いも不明瞭である、そもそも訓練回数が少ない、シナリオに沿って行動しているだけでは参加者は増えないということありますので、この逆のことをしていけば、より実践的な、そして皆さんができる避難訓練になると思います。先日、同僚議員からも、学校における防災についても質問がございました。学校も含めて、あるいは事業所も含めて、できるだけ多くの市民の皆さんができる、実践的な、厳しい訓練を、今後実施していただきたいと思います。ご答弁は結構です。

質問に移ります。自主防災組織の連携についてあります。先ほど答弁で、今後、自主防災組織の組織数を増やしていきたいというふうにご答弁がありました。平成30年度以降、新設予定といいますか、増える予定の地域等があれば教えてください。

○副議長（土屋 元君） 答弁を求めます。酒井総務課長。

○総務課長（酒井清彦君） お答えいたします。先ほど市長の答弁にもございましたように、特に津波被害のある沿岸部につきましては、より一層の増加のお願いをしていくわけでございますが、来年度、今回、沿岸部ではないですが、山手側の地域におきまして、自主防災組織の設置について、興味といいますか、結構関心を持たれている地区もございます。そのようなところも重点的にお願いするような形を考えております。以上でございます。

○副議長（土屋 元君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○7番（戸坂健一君） ぜひよろしくお願いしたいと思います。自主防災組織との連携について、もう一つ質問であります。この避難訓練の実施に当たっては、防火防災訓練災害補償共済制度という保険があるかと思います。具体的には、訓練の際に参加者がけがをした際に補償がおりるというものでありますが、28年的一般質問のときにも質問をさせていただいたんですが、この補償がおりるためには、1年間の年間計画を提出しないといけないということになっていたかと思います。その際のご答弁としては、こうした制度の詳細も含めて、周知を徹底していきたいというご答弁であったと思います。この保険の制度について、もし万が一の際、危険な場面というか、何かあってはいけないんですが、より実践的な訓練のためにも、この保険制度をしっかりと活用していくかなければいけないと思います。この保険制度の周知について、その後どのような改善があったのか、お聞かせいただければと思います。

○副議長（土屋 元君） 答弁を求めます。酒井総務課長。

○総務課長（酒井清彦君） お答えいたします。改善ということではないですが、今後も引き続き行っていきたいということで申し上げますと、確かに、この防火防災訓練災害補償共済制度というのがございます。毎年度うちのほうも、この補償共済制度に対しては予算を計上してございます。今言ったように、年間計画を事前にということでございますが、今回これに該当するのは自主防災組織が15団体ありますけれども、この団体に関しては、年1回会議を開いておりまして、その年度の事業報告、また、次年度の計画等の報告をする会議でございます。このような形で、自主防災組織につきましては年間計画というのが出てきますので、その辺に関しては問題はなく、また、そういう自主防災組織の会議においても、こういう共済制度がありますよというのは、改めてお話ししてまいりたいと考えます。また、防災組織を持たない地区での訓練、避難訓練以外にも、防火訓練、いろいろあります。そういう訓練につきましては、事前に届け出をしていただければ、それは該当になるということでございますので、その辺は余り四角張った考えを持たずに、

まず訓練をやってもらうことが大前提でございますので、そういう中で運用してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（土屋 元君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○7番（戸坂健一君） 保険制度の周知に当たっては、課長がおっしゃられたとおり、いろいろな方にはまずは知ってもらうということが大事だと思いますので、今後、広報かつうらであったり、ホームページにも掲載をして、周知徹底をお願いしたいと思います。こちらについてはご答弁は結構です。

内閣府との共催避難訓練についても、先ほど九都県市との合同訓練を今後予定しているということで、勝浦市だけでの訓練ももちろん大切ではあるんですが、今後想定される大規模な災害の際には、いずれ、どのみち、近隣市町村との連携、あるいは内閣府、あるいは防衛省との連携等が必要になってくると思いますので、この辺についても、ぜひとも大規模な災害訓練をやっていただきたいと思います。こちらについてもご答弁は結構です。

危機管理監の登用について伺います。先ほどご答弁の中で、登用の必要性を感じていただいているということでありました。また状況を見極めて検討するというご答弁でありました。非常にありがたいことだと思います。先ほども申し上げたとおり、各種災害の多様化、激甚化、あるいはJアラートにおいても、今までになかった、例えば北朝鮮の弾道ミサイルへの対処等々、総務課が対応しなければならない仕事が増え続けています。将来的には、防災、減災に関する担当課を創設すべきとも思いますが、現段階においても、例えば弾道ミサイルのJアラートが鳴ったというときに、勝浦市としてどういう対処をしなければいけないのか、どういうところが避難所になるのか、どうやって指示したらしいのか、その辺も含めて、やはり管理監というものがあって、そちらからのアドバイスをいただいて適切に対処するということも必要になってくると思います。いわゆる防災のプロフェッショナルである危機管理監の登用は必須であると思いますが、この点について、人材登用ということありますので、副市長から、防災管理監の必要性について、いま一度ご答弁がいただければと思います。

○副議長（土屋 元君） 答弁を求めます。関副市長。

○副市長（関 重夫君） お答えいたします。防災管理監の採用ということでございますけれども、交付税措置もあるということで、市として、市長答弁でも申し上げましたけれども、前向きに検討していきたいと考えております。以上です。

○副議長（土屋 元君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○7番（戸坂健一君） 管理監の登用については、その経験が抱負な元自衛官からの登用がある程度前提になるかと思います。幸いなことにといいますか、勝浦市においては、勝浦市自衛隊協力会というものがございまして、下志津駐屯地など災害時に連携が必要な基地であったり、あるいは千葉地方協力本部といった自衛隊の協力組織と、現在、密接に連携を図っているところであります。そうしたところと、今後、勝浦市にマッチングする人材といいますか、本当に勝浦市のために尽くしてくれる人材を探すためにも、情報交換を密にして、次年度以降、すばらしい人材が来るよう協議を図っていただきたいと思います。

次に、質問で、消防団サポート制度について伺います。ご検討をいただけるということでありました。少し事例の紹介をさせていただければと思います。先ほどご答弁の中で、消防団条例との絡みがございました。金品の授受に当たるかどうかというところでありますが、この消防団サ

ポート制度については、昨今、少子高齢化が大変で、消防団の人員確保が非常に厳しい中で、市町村において採用するところが増えてきています。金品の授受というと、やはりそうなのかなと思うところもあるんですけれども、例えば南相馬市の例をとりますと、このサポート制度というものが既にあるんですが、どういうサポートがあるのかというところで、一覧がありますので、見てみます。南相馬市は人口約5万人ですが、この消防団サポート制度で加入している事業所は、現在のところ91事業所。どういうサービスがあるのかというと、商品購入の際に、ポイントアップ、お茶1杯プレゼント、ドリンクサービス、ティッシュなどの粗品プレゼント、自転車の安全点検無料とか、非常にかわいらしいものです。ですので、例えばこれが井1杯無料とか、ケーキ1個無料とか、そういうことになれば確かに金品の授受に当たってしまうのかなというところもあるんですが、このサポート制度の目的自体が、先ほども申し上げたとおり、消防団を地域ぐるみでサポートする、また、消防団員としても、ああ、地域が応援してくれているんだなあというところを体感できるということで、消防団員になりたいという方が少しでも増えってくれればという制度であります。ですから、消防団条例に抵触するかどうかということで、私は当たらないというふうに思いますので、今後とも研究、検討をしていただきたいと思います。メリットのほうが多い制度だと思いますし、ほかの自治体では採用の例もかなり多くありますので、この辺の条例との絡みは心配ないのかなという気がいたします。

また、この登録に当たっての方法でありますと、登録の届出書というものがございます。これは、この制度に賛同する事業所の方が、二、三行の項目を書いて、それに加えて、どういうサポートをするかということで、1行ぐらいで書いて出すというもので、非常に簡単なものです。協力できるサービスの例も書いてあります。その中に、いわゆる品物でなくても、例えば事業所の中に、消防団の広報にかかわる記事を掲載するというものや、お店の、例えば電光掲示板があるような飲食店であれば、その電光掲示板の中で消防団の活動をPRするということともサポート事業に含まれるということで、八尾市のほうも非常に多くのサポート事業所が増えているということでありました。こうした金品の授受にかかわらないサポート制度というものもありますので、先ほどご検討ということでありましたが、研究、検討をしていただきたいと思います。答弁は結構です。

続きまして、3点目の、先進コンテンツ技術による地域活性化促進事業のほうに質問を移りたいと思います。VRであったりAR、あるいはドローンといった先端技術でありますと、先ほどのご答弁で、地域活性に向けてさまざまな活用の方法が探れる、研究したいということでありました。先ほど例示をした、勝浦市でVRはどのようなソフトがつくれるかということで、もう少し紹介をさせていただきたいと思います。

勝浦市バーチャルリアリティー企画というものがあるんですけれども、これは私も説明を受けて、実際に体験をしました。いま一度どういうものかというと、その方がつくった、いわゆるお試し版のソフトでは、そのゴーグル、眼鏡をかけると、自分が覚翁寺の前に立っている。現在の覚翁寺です。ぐるーっと見回すと、360度どころか、上も下も自由に見えるんですが、現在の覚翁寺に立っているところから始まりまして、だんだん時代がタイムスリップしていくって、その場から動かないんですけども、風景が明治・大正期の覚翁寺の前になっていく。明治・大正期にタイムスリップした後には、覚翁寺からずうっと行って、商店街のところを通って、当時は今のみよまつさんのところが海だったんですけども、その海岸まで自由に歩ける。あるいは人力車に

乗って商店街の喧騒を見ながら、聞きながら、体感しながら、海に向かっていく。海に到着すると、大漁旗を掲げた漁船がうわーっと入ってくるというような構想であります。

まだまだ計画段階ではありますが、これの何がすばらしいかというところで、いわゆる書籍や資料というのは、見るだけです。そうではなくて、このVRの活用利点というのは、失われた遺物というものを原寸大で復元できます。かつ、動かすことができる。映像をただながめるではなくて、その世界に実際に自分が入ったかのような臨場感を体感できますということです。また、この操作に当たっても、いわゆるVRゴーグルをかぶるだけですので、煩わしい操作がなく、子どもからご年配の方まで、幅広く楽しむことができるというようなものであります。

また、この具体的な制作日数であるとか、制作費用なども例示をしてくれたんですが、思っていた以上に、簡単にできると言ったら語弊があるんですが、制作期間は、例えば今言ったようなことであれば、3ヶ月程度でできる。また、費用についても、数百万円ということあります。その原寸大の勝浦市の商店街を実際に復元することは、もう技術的にも、金銭的にもできません。しかしながら、このVR空間の中に当時の勝浦三町江戸勝りと言わされたころの勝浦を再現することは、数百万円と数ヶ月の予算でできるということあります。これは本当にすばらしい企画だと思います。

これは、VRの企画として、単品で観光へのアピールにもなると思いますが、そうではなくて、いわゆる資料的な価値、実際に自分が育ったまちの過去にさかのぼって歩くことができる、行くことができる、体感することができるというようなことは、今現在、日本では、まだない企画だと思います。それを率先して勝浦市がやるということには非常に大きな意義があると思います。

今後、好むと好まざるとにかかわらず、VR、AR、あるいはAI、ドローンという先進技術を、行政がかかわる場面というのは増えていくと思います。そうした中で、例えば20年前には、行政でパソコンを使って仕事をするというのは、まだまだ一般的ではなかったはずです。でも、今はパソコンがないと仕事ができないぐらい溶け込んでいる。そういうことが今後10年、20年で起こってくると思います。特にVR、AR、AIというものは、必ずどこかで行政と絡む部分が今後増えてくると思います。そうした中で、勝浦市でも、市単独で予算として出すのは非常に難しいですが、この経産省の制度がありますので、ぜひとも活用をしていただきたいと思います。

ということで、ご答弁で、今後研究をしていきたいというふうにおっしゃっていただきましたので、質問はなくて、提案にとどめておきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○副議長（土屋 元君） これをもって戸坂健一議員の一般質問を終わります。

休 会 の 件

○副議長（土屋 元君） 日程第2、休会の件を議題といたします。

明3月3日及び3月4日の2日間は、会議規則第10条の規定により休会いたします。

3月5日は、定刻午前10時から会議を開きますので、ご参考を願います。

散 会

○副議長（土屋 元君） 本日は、これをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

午後3時42分 散会

本日の会議に付した事件

1. 一般質問
1. 休会の件